

竹原市こども計画（案）

令和 7年 2月

竹原市

市長挨拶

令和7年3月

竹原市長 今榮敏彦

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間及び対象	2
4. 計画の策定方法	4

第2章 本市におけるこども・若者・子育て世帯の状況

1. 人口・世帯の状況	5
2. 出生・婚姻の状況	7
3. 女性の就業状況	10
4. 支援を必要とするこども・若者の状況	11
5. 教育・保育事業等の状況	14
6. 母子保健事業の状況	23
7. 第2期竹原市子ども・子育て支援事業計画の振り返り	27

第3章 基本理念

1. 基本理念	31
2. 基本目標	31
3. 計画の体系図	34

第4章 基本施策

基本目標1 「こどもが元気に生まれるまち」	35
基本目標2 「こどもが健やかに育つまち」	39
基本目標3 「こどもが楽しく遊ぶまち」	44
基本目標4 「こどもがしっかり学ぶまち」	49
基本目標5 「こどもがたくましく自立するまち」	52

第5章 教育・保育・子育て支援事業の見込みと確保方策

1. 教育・保育の提供区域の設定	55
2. 教育・保育事業及び地域こども・子育て支援事業の提供体制	56

第6章 資料編

1. 子育て支援に関するアンケート調査結果概要	70
2. こども・若者アンケート調査結果（中学生・高校生）	80
3. 竹原市子ども・子育て会議条例	86
4. 竹原市子ども・子育て会議委員名簿	87
5. 竹原市少子化対策推進会議設置要綱	88

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

竹原市では、こども・子育てに関する総合的な計画として、「子ども・子育て支援法」^{※1}に基づき、令和2年度からの5年間を計画期間とした、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関する様々な施策を推進してきました。

令和6年度に計画期間が終了することから、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定するところですが、令和5年4月に施行された「こども基本法」^{※2}により、市町村こども計画を定めるよう努めるものとされたことから、このたび「竹原市こども計画」として、一体的に策定することとしました。

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、目指す社会のあり方として、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」（「こどもまんなか社会」）を目指すことが掲げられています。また、現代のこどもを取り巻く社会情勢、少子化や核家族化、デジタル化、グローバル化などの環境の変化の影響や子どもの貧困や不登校、虐待などの問題を包括的に取り扱えるよう、複雑な問題に対する方策が示されています。

今後は、「こどもまんなか社会」の考え方の下で、今を生きるこどもたちや、今から生まれてくる未来のこどもたちに、適切な支援を行うことが重要となります。

特に、身体的、精神的、または発達的な障害を持つこどもだけでなく、家庭環境や社会的背景に起因するさまざまなニーズを持つ特別な配慮を要することもが年々増加していることから、将来、そのこどもたちが自立し、社会に参加できるように支援することがますます必要となります。

こうした課題に対応していくため、「第6次竹原市総合計画」をはじめとして、こどもとまちづくりに関する上位計画、関連計画との整合・連携を図って、幅広い世代を対象にした「こども計画」を策定し、本計画に基づき子育てに関する施策を総合的に推進します。

なお、本計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」及び成育医療等基本方針に基づく「成育医療等に関する計画」を一体として策定するものです。

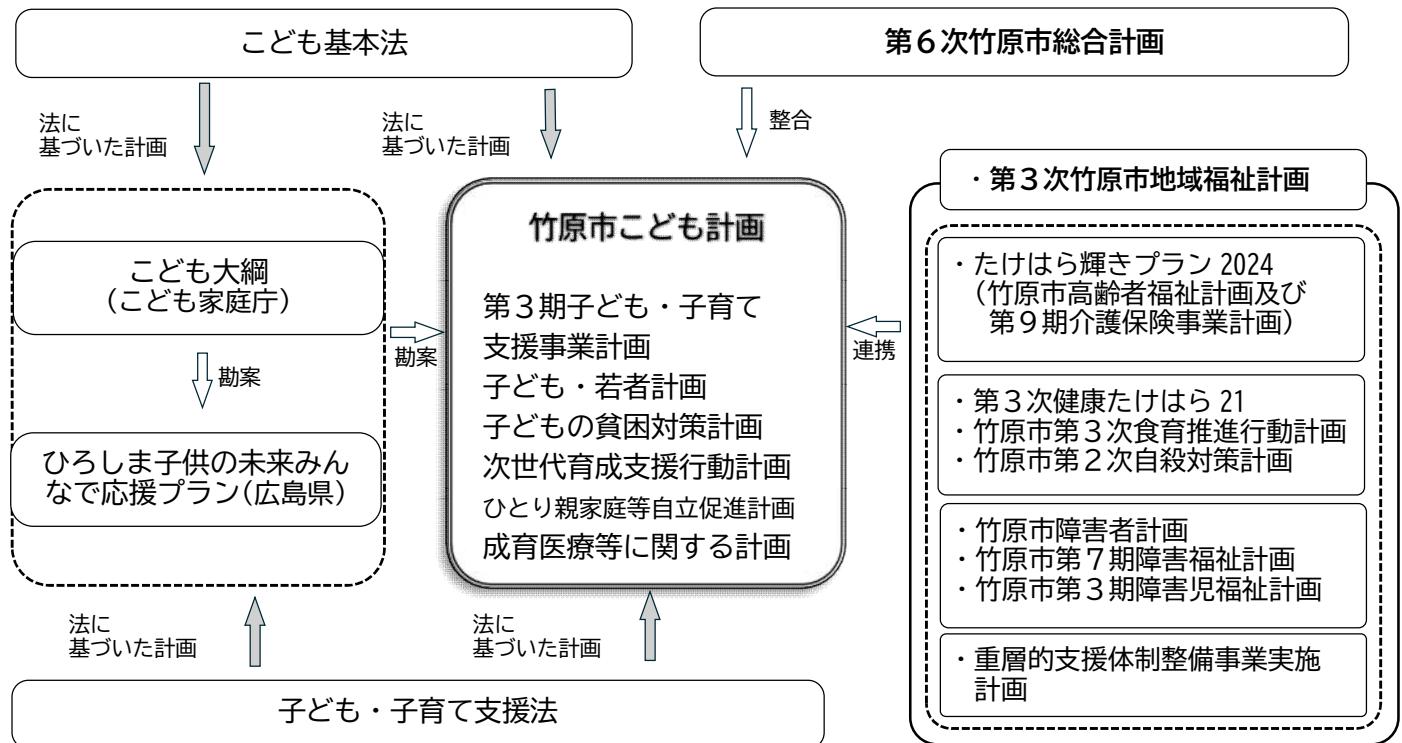
※1 子ども・子育て支援法第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

※2 こども基本法第10条第2項

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2. 計画の位置付け

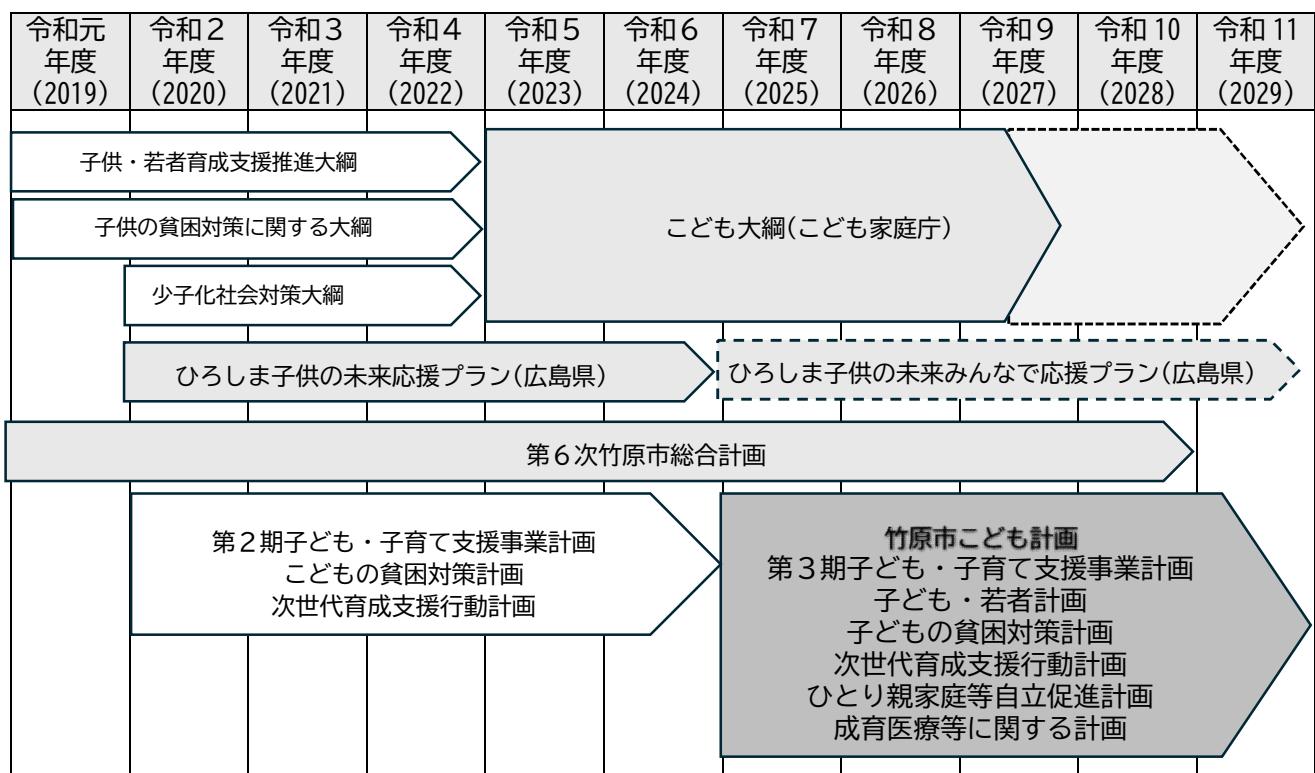


3. 計画の期間及び対象

計画期間は、次に示すように令和7年度から5年間とします。

本計画は、毎年度、P D C A サイクルの考え方に基づいた方法により進捗管理を行い、その過程で必要に応じた見直しを隨時行っていくこととします。

本計画の対象は、全てのこどもと子育て家庭及びこどもを取り巻く社会全ての構成員とします。



■国のことども関連計画等の経緯

年 月	内 容
昭和 23 年 1 月	「児童福祉法」が制定され、子どもの権利を保障するための基盤となる法律が整備されました。
昭和 39 年 7 月	「母子福祉法」が制定され、母子家庭の福祉が国及び地方公共団体の共同の責任として位置づけられました。その後、内容を拡充しながら「母子及び寡婦福祉法」「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と名称変更されました。
平成 6 年 12 月	「エンゼルプラン」が策定され、子育て支援の重要性が認識されました。平成 7 年度から平成 11 年度までの 5 年間にわたって実施され、その後、「新エンゼルプラン」(計画期間:平成 12 年度から平成 16 年度の 5 か年)へと移行されました。
平成 15 年 9 月	「少子化社会対策基本法」が施行され、少子化対策が国家的な課題として位置づけられました。
平成 16 年 6 月	少子化社会対策基本法を受け「少子化社会対策大綱」が策定され、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進することとしました。同年 12 月には、この大綱を受け、「子ども・子育て応援プラン」(計画期間:平成 17 年度から平成 21 年度の 5 か年)が策定されました。
平成 17 年 4 月	「次世代育成支援対策推進法」が施行され、少子化の進行を踏まえ、次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくりのための法律が整備されました。
平成 22 年 1 月	「子ども・子育て応援プラン」の次期計画として、「子ども・子育てビジョン」(計画期間:平成 22 年度から平成 26 年度の 5 か年)が策定され、少子化対策から「子ども・子育て支援」への考え方の転換を図り、社会全体で子どもとその育成を支える環境を整えることとしました。
平成 22 年 4 月	「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、教育や就労支援が強化されました。
平成 22 年 7 月	子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱である「子ども若者ビジョン」が策定されました。
平成 24 年 8 月	「子ども・子育て支援法」が施行され、子どもとその保護者に対する支援が整備されました。
平成 26 年 1 月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、ひとり親家庭や低所得家庭への支援が強化されました。
平成 26 年 8 月	「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。
平成 27 年 4 月	「子ども・子育て支援新制度」が導入され、幼児教育・保育の無償化や待機児童解消に向けた施策が進められました。
令和元年 12 月	「生育過程にある者及びその保護者並び妊娠婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」が施行されました。
令和4年 6 月	「こども家庭庁設置法」及び「こども基本法」が成立し、こども政策の一元化が図られました。
令和5年 4 月	「こども家庭庁設置法」が施行され、「こども家庭庁」が設置されました。 「こども基本法」が施行され、全ての子どもが健やかに成長できる社会を目指すための施策が総合的に推進されることになりました。
令和5年 12 月	こども基本法に基づき「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指す施策が示されました。
令和6年 5 月	自治体こども計画策定のためのガイドラインが発表され、地方公共団体は地域内のことどもの状況に応じた施策を策定・実施する責務を有することが強調されました。

4. 計画の策定方法

本計画を策定するにあたり、本市を取り巻く現状を整理するとともに、課題を把握し、今後の本市における子育て支援のあり方について検討しました。

(1) 「竹原市子ども・子育て会議」による審議

市内の子どもの保護者、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関して学識経験のある者（大学教授）などで構成される「竹原市子ども・子育て会議」において、計画の内容に対する検討を行うとともに、今後の本市における子ども・子育て支援の在り方について議論し、認識の共有を図りました。

(2) 少子化対策推進会議での検討

子ども・子育てに関する施策の総合的な企画及び調整を行う府内の会議体である少子化対策推進会議において、第2期子ども・子育て支援事業計画の振り返りや子ども計画における施策について検討しました。

(3) こども・子育てニーズ調査（アンケート調査）

本計画の策定に関し、様々な意見やニーズを計画に反映させるため、市内の就学前児童の保護者506人及び小学校児童（市内の小学生が属する世帯のうち未就学児童を含む世帯を除いた全世帯）の保護者603人を対象として、「こども・子育てニーズ調査（アンケート調査）」を実施しました。

(4) 関係施設へのヒアリング

子ども・子育てに関する、認定こども園、病院（病児保育・妊婦健診）、放課後児童クラブ、子育て支援センターなど（合計10施設）に対し、対面によるヒアリング調査を実施しました。

(5) こども・若者アンケート

「子どもの夢を叶えるまち 竹原」に関連して、市内の学校に通う中学校2年生、義務教育学校8年生、高等学校2年生を対象にアンケートを実施しました。

(6) パブリックコメント

「竹原市こども計画」に対し、広く市民からの意見を聞き取るための、パブリックコメントを実施しました。

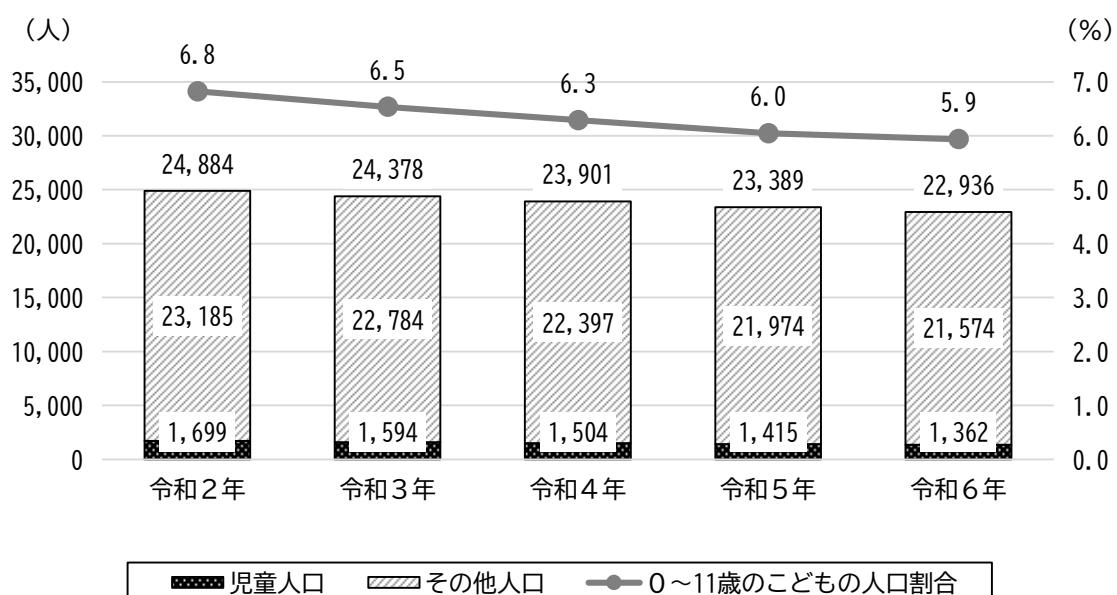
第2章 本市におけるこども・若者・子育て世帯の状況

1. 人口・世帯の状況

(1) 総人口と子どもの人口の推移

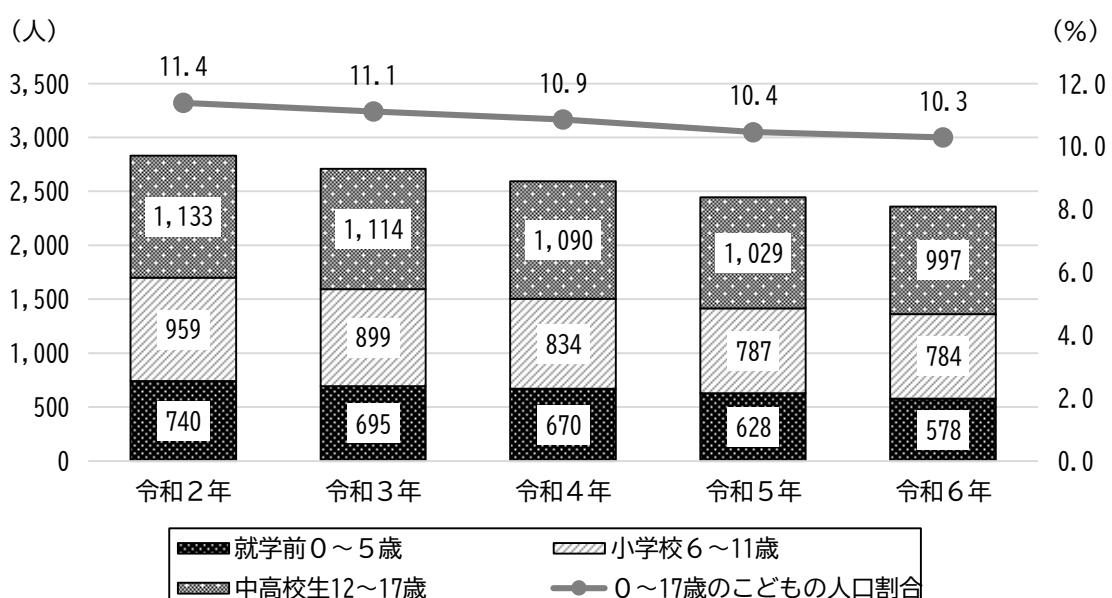
本市の総人口は減少傾向で推移しており、令和6年では22,936人となっています。0～11歳の子どもの人口も減少傾向で推移しており、令和2年と令和6年を比べると337人の減少となっています。また、総人口に対する0～17歳の子どもの人口割合は1.1ポイント減少しています。

【総人口と0～11歳の子どもの人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

【0～17歳の子どもの人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

(2) 年齢3区分人口比の推移

住民基本台帳による本市の人口をもとに、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の3区分人口をみると、いずれの区分でも人口は減少傾向となっています。各人口比率について令和2年と令和6年を比べると、年少人口は0.9ポイント、生産年齢人口は1.1ポイント減少しており、一方高齢者人口は2.0ポイント増加しています。

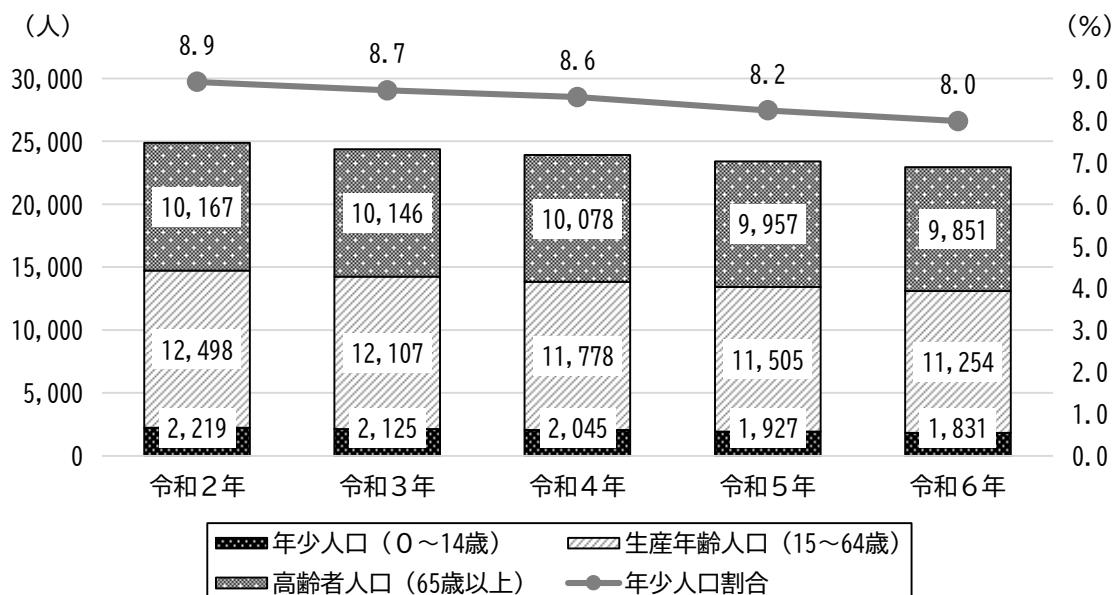
【年齢3区分人口比の推移】

(単位：人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口（0～14歳）	人数	2,219	2,125	2,045	1,927	1,831
	割合	8.9%	8.7%	8.6%	8.2%	8.0%
生産年齢人口（15～64歳）	人数	12,498	12,107	11,778	11,505	11,254
	割合	50.2%	49.7%	49.3%	49.2%	49.1%
高齢者人口（65歳以上）	人数	10,167	10,146	10,078	9,957	9,851
	割合	40.9%	41.6%	42.2%	42.6%	42.9%
合計		24,884	24,378	23,901	23,389	22,936

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

【年齢3区分人口比の推移】



(3) 世帯の状況

本市の世帯の状況をみると、世帯数は年々減少しており、令和2年では10,651世帯となっています。世帯人員についても減少しており、令和2年では22,927人となっています。また、こどものいる世帯も減少傾向となっており、平成12年と比較して令和2年では、6歳未満のいる一般世帯の割合は4.7ポイント、18歳未満のいる一般世帯数の割合は10.3ポイント減少しています。

【世帯構造の推移】

(単位：世帯、人)

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	世帯数	11,922	11,803	11,497	11,180	10,651
	世帯人員	31,199	29,627	27,607	25,424	22,927
	平均世帯人員	2.62	2.51	2.40	2.27	2.15
6歳未満のいる一般世帯	世帯数	1,136	969	824	665	515
	割合	9.5%	8.2%	7.2%	5.9%	4.8%
18歳未満のいる一般世帯	世帯数	2,921	2,623	2,278	1,887	1,510
	割合	24.5%	22.2%	19.8%	16.9%	14.2%

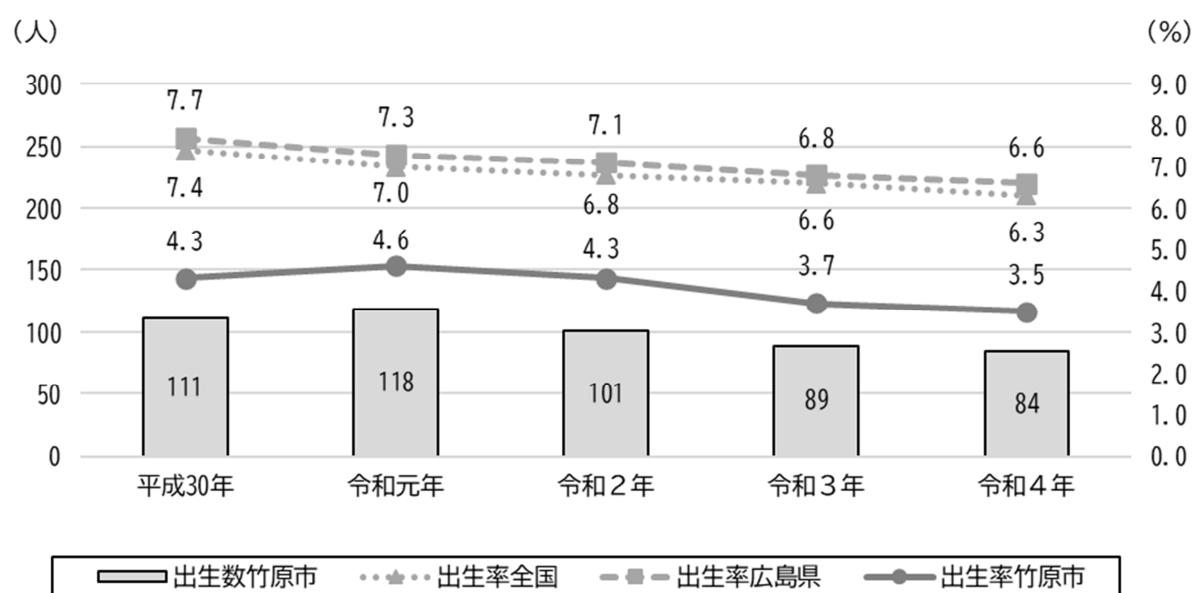
資料：国勢調査

2. 出生・婚姻の状況

(1) 出生数の推移

人口動態統計による本市の出生数は、令和4年では84人となっています。また、出生率は全国及び県と比較すると低い傾向で推移しており、令和4年の出生率は3.5%で、全国より2.8ポイント、県より3.1ポイント低くなっています。

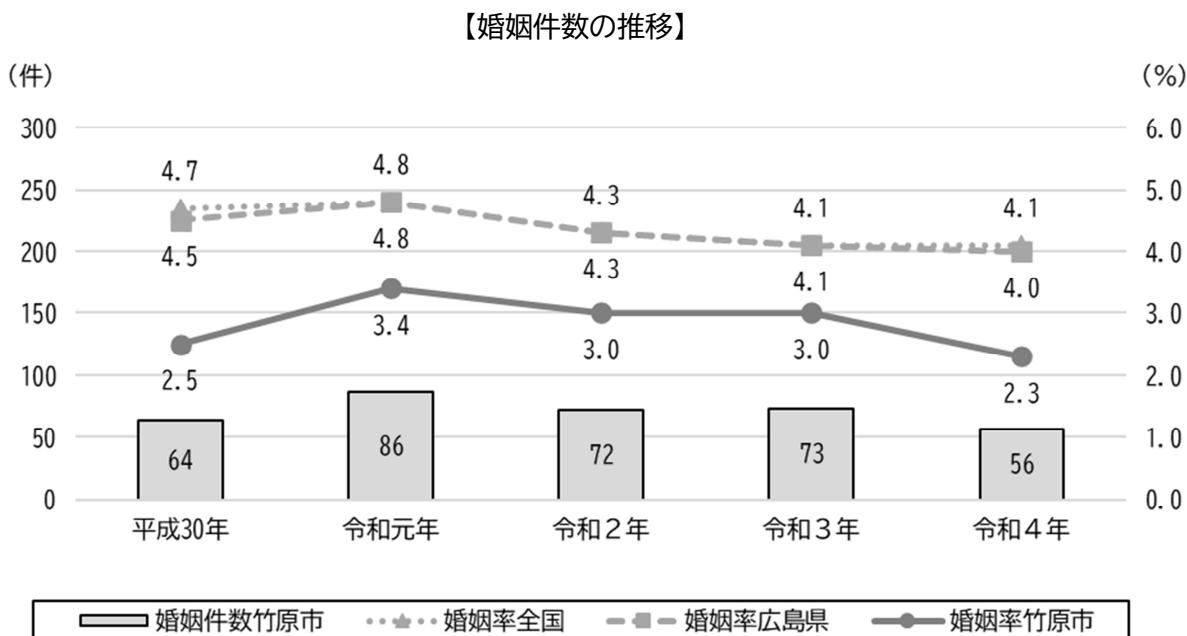
【出生数の推移】



資料：人口動態統計

(2) 婚姻件数の推移

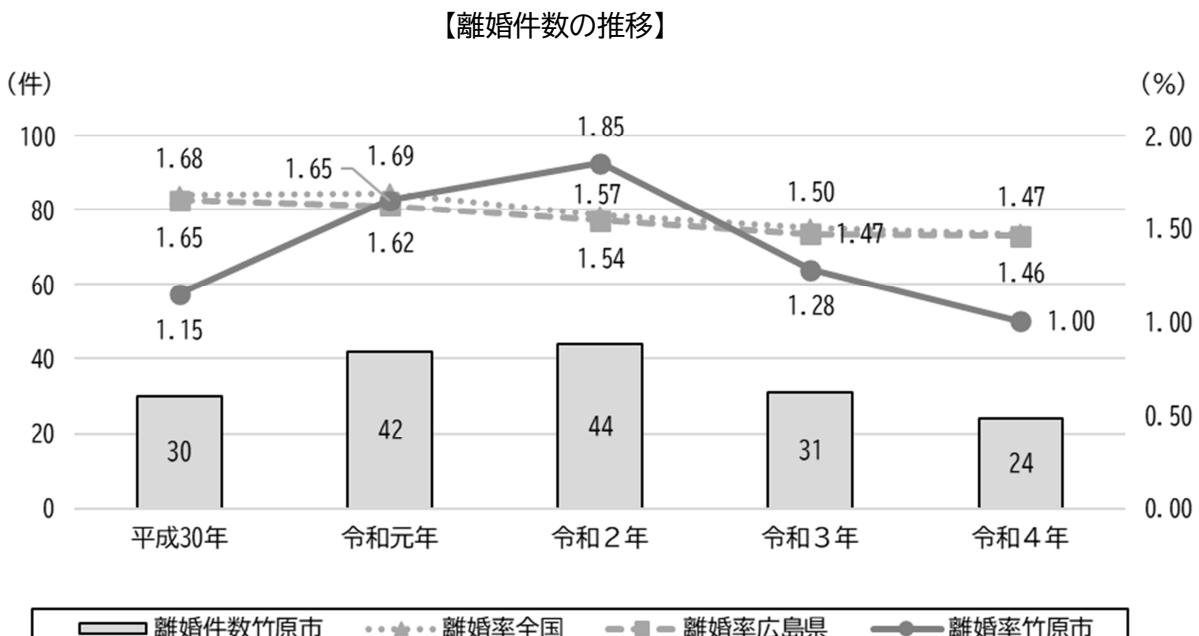
人口動態統計による本市の婚姻件数は、令和4年では56件となっています。また、婚姻率は、全国及び県と比較すると低い傾向で推移しており、令和4年の婚姻率は2.3%で、全国より1.8ポイント、県より1.7ポイント低くなっています。



資料：人口動態統計

(3) 離婚件数の推移

人口動態統計による本市の離婚件数は、令和4年では24件となっています。また、離婚率は、全国及び県と比較すると、令和元年は県より高く、令和2年は全国及び県より高くなっていましたが、令和3年を境に再び全国及び県より低くなっています。令和4年の離婚率は1.00%で、全国より0.47ポイント、県より0.46ポイント低くなっています。

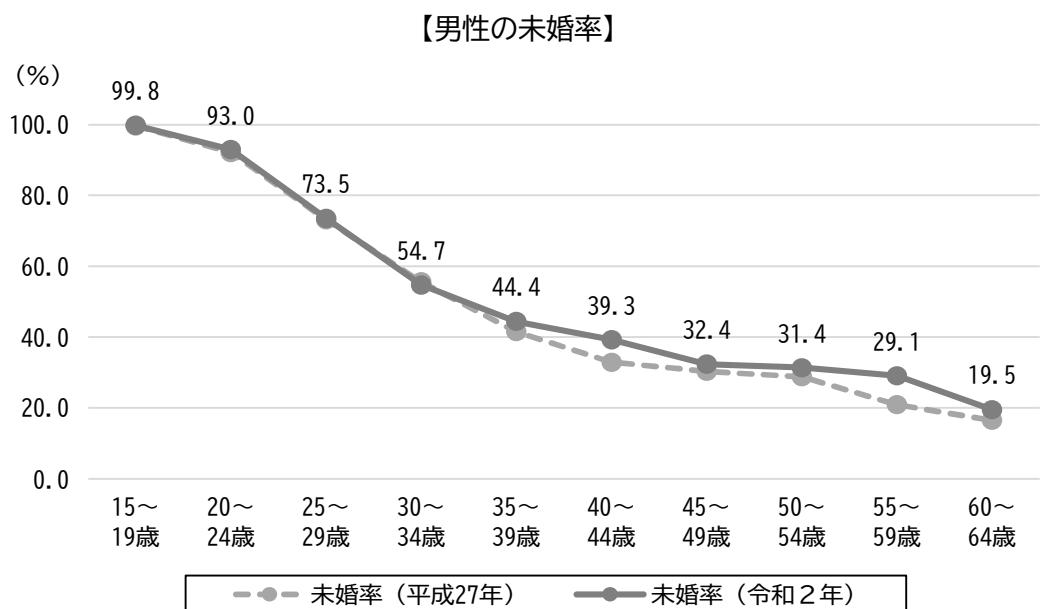


資料：人口動態統計

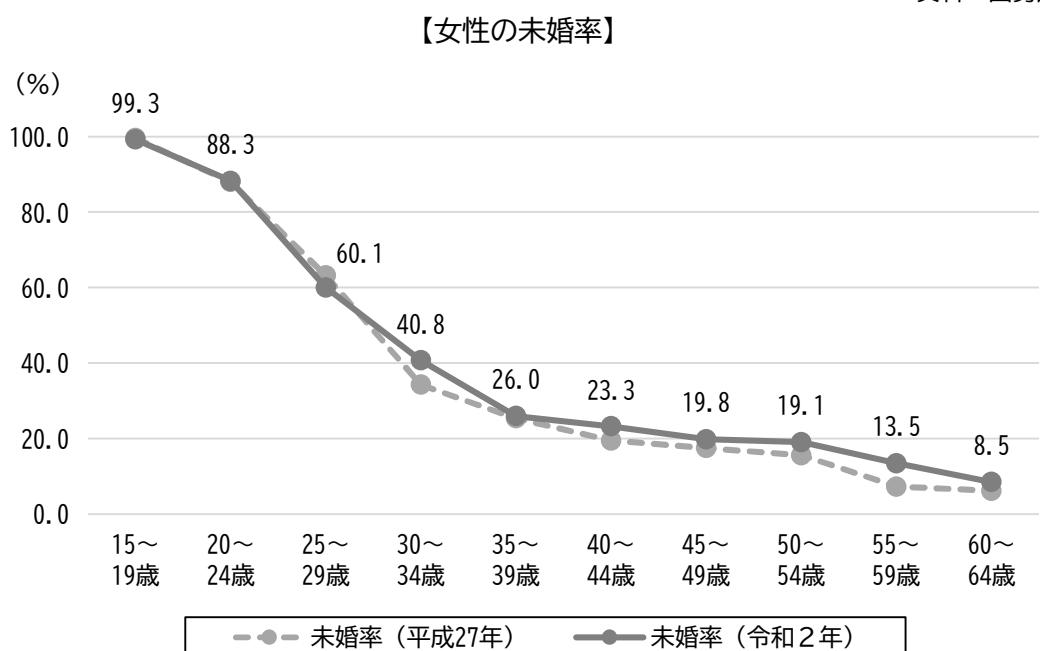
(4) 未婚率の推移

国勢調査による本市の未婚率を令和2年と平成27年で比較してみると、男性は、令和2年では35～39歳以降の年齢層で未婚率が増加しており、特に40～44歳、55～59歳の未婚率が増加しています。

女性は、令和2年では25～29歳の未婚率が減少していますが、30～34歳以降の年齢層で未婚率が増加しています。



資料：国勢調査

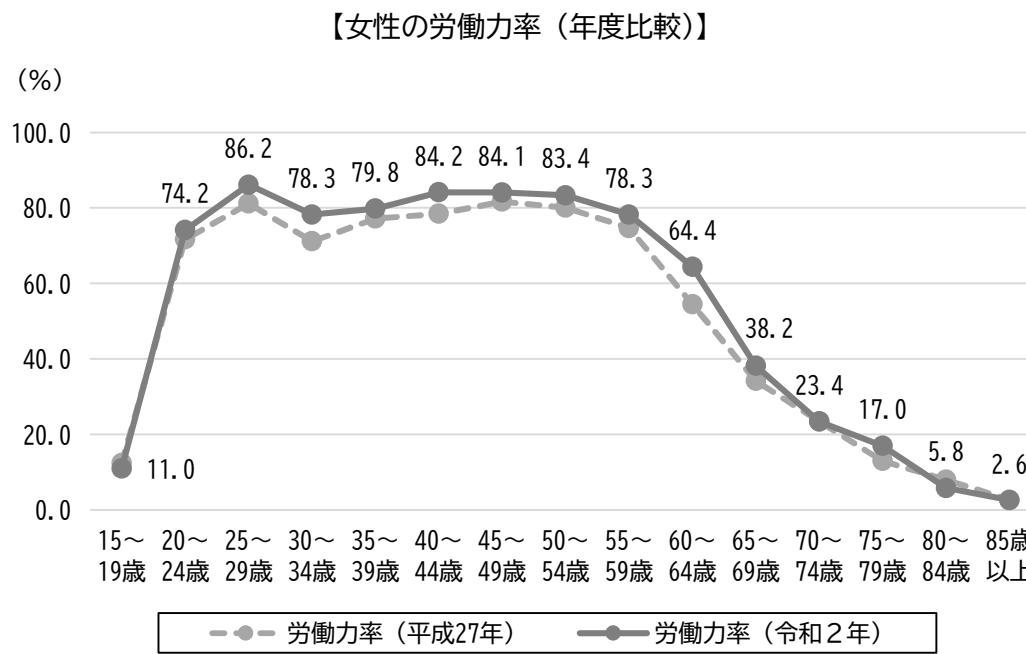


資料：国勢調査

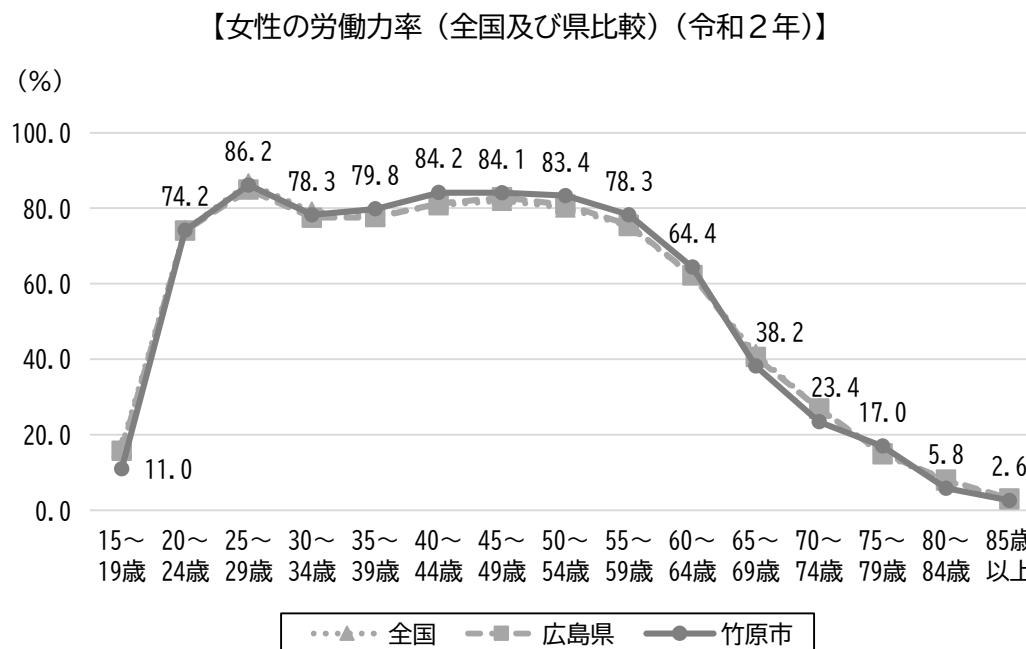
3. 女性の就業状況

(1) 女性の年齢別労働力率

国勢調査による女性の年齢別労働力率をみると、平成27年に比べ令和2年ではほぼ全年齢において労働力率が高くなっています。また、全国及び県の労働力率と比べ35～64歳の労働力率が高くなっています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

4. 支援を必要とすることも・若者の状況

(1) 生活保護児童の数

本市における18歳以下被保護者数は、年々減少傾向にあります。

【生活保護児童の数】

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳以下被保護者数	20	20	17	15	11

資料：地域支えあい推進課（各年度末時点）

(2) 就学援助費の対象児童生徒数

本市における就学援助費の対象となる児童生徒の数は、令和元年度から令和5年度にかけて、減少しています。準要保護認定者数の全児童生徒数に占める割合は、約19%で横ばいとなっています。

【就学援助費の対象児童生徒数】

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要保護	小学生	5	4	3	3	4
	中学生	5	5	5	2	2
	合計	10	9	8	5	6
	全児童生徒数に占める割合	0.7%	0.7%	0.6%	0.4%	0.5%
準要保護	小学生	186	173	163	140	136
	中学生	98	86	97	105	100
	合計	284	259	260	245	236
	全児童生徒数に占める割合	19.1%	18.7%	19.3%	18.9%	19.0%

資料：竹原市教育委員会

(3) ひとり親家庭の世帯数

本市におけるひとり親家庭の世帯数は、母子世帯、父子世帯とともに平成17年から徐々に減少傾向にあります。

【ひとり親家庭の世帯数】

(単位：世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
母子家庭	148	182	180	145	131
父子家庭	25	27	20	13	15
合計	173	209	200	158	146

資料：国勢調査

(4) 不登校児童生徒数

本市における不登校児童生徒数は、令和元年度から令和5年度にかけて、小学生で約2.3倍、中学生で約1.6倍に増加しています。

【不登校児童生徒数】

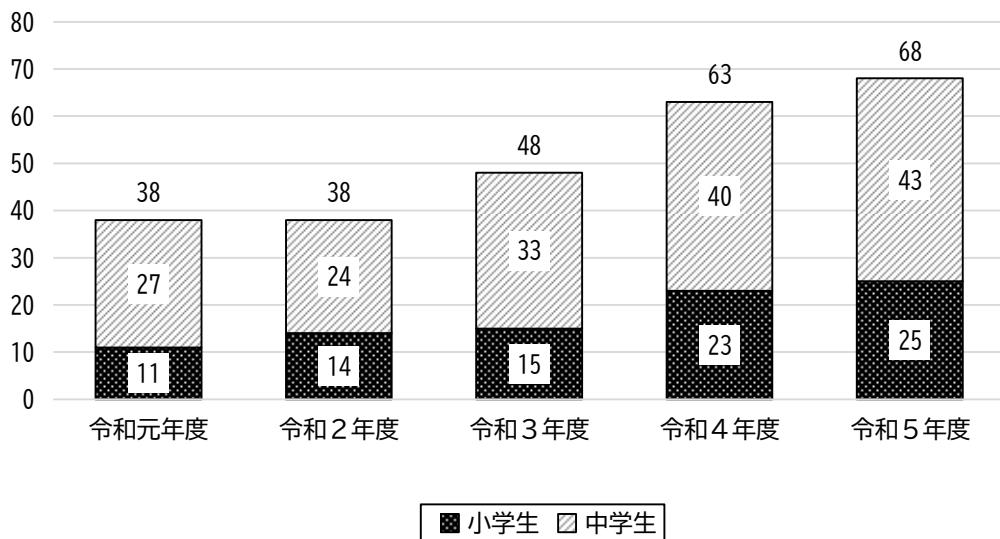
(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	11	14	15	23	25
中学生	27	24	33	40	43

資料：竹原市教育委員会

【不登校児童生徒数】

(人)



(5) 要保護・要支援児童数

本市における児童福祉法上の要保護・要支援児童数は、令和元年度から令和4年度にかけてはほぼ横ばいの状態で、令和5年度では減少しています。

【要保護・要支援児童数】

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要保護・要支援児童数	157	159	171	152	134

資料：健康こども未来課

(6) 児童虐待通告件数

本市における児童虐待通告件数は、令和元年度から令和5年度にかけてはほぼ横ばいの状態で、年50件程度で推移しています。

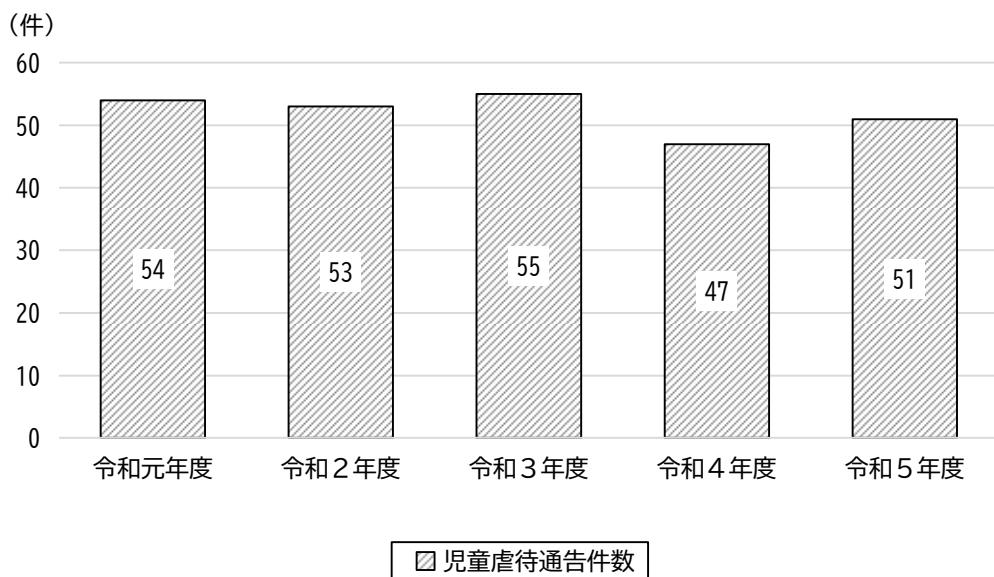
【児童虐待通告件数】

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童虐待通告件数	54	53	55	47	51

資料：健康こども未来課

【児童虐待通告件数】



5. 教育・保育事業等の状況

(1) 認定こども園における保育サービス等の状況

本市には、公立認定こども園が3か所、私立認定こども園が5か所あります。各施設に通うこどもは、令和5年5月1日現在493人で、市全体の就学前児童人口（住民基本台帳人口令和5年4月30日現在627名）の78.6%が就学前施設に入所しています。

定員は、公立認定こども園が295名、私立認定こども園が335名となっており、定員に対する充足率は、公立認定こども園は平均69.5%、私立認定こども園は平均86.0%となっています。

【認定こども園の定員及び入所状況】

(単位：人)

施設名称	建築年	区分	年齢別児童数						児童数	定員	充足率
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			
たけのこども園	R2	1号	—	—	—	4	4	8	16	19	84.2%
		2,3号	3	12	16	19	20	26	96	106	90.6%
竹原こども園	S55	1号	—	—	—	0	2	4	6	10	60.0%
		2,3号	0	7	5	18	4	17	51	70	72.9%
吉名こども園	S60	1号	—	—	—	—	—	—	—	12	0.0%
		2,3号	0	3	2	11	8	10	34	78	43.6%
市外入所	-	1号	—	—	—	—	—	2	2	—	—
		2,3号	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公立合計	-	1号	0	0	0	4	6	14	24	41	58.5%
		2,3号	3	22	23	48	32	53	181	254	71.3%
		計	3	22	23	52	38	67	205	295	69.5%
明星こども園	S58	1号	—	—	0	3	0	3	6	15	40.0%
		2,3号	1	1	7	8	10	7	34	40	85.0%
大乗こども園	H26	1号	—	—	0	0	3	1	4	15	26.7%
		2,3号	0	6	6	3	10	8	33	40	82.5%
賀茂川こども園	H11	1号	—	—	0	5	2	4	11	12	91.7%
		2,3号	3	9	12	9	12	11	56	68	82.4%
忠海東部こども園	S44	1号	—	—	0	1	1	2	4	10	40.0%
		2,3号	0	4	3	5	8	5	25	30	83.3%
中央こども園	H26	1号	—	—	1	6	2	6	15	15	100.0%
		2,3号	2	15	16	14	25	25	97	90	107.8%
市外入所	-	1号	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		2,3号	—	—	1	2	—	—	3	—	—
私立合計	-	1号	0	0	1	15	8	16	40	67	59.7%
		2,3号	6	35	45	41	65	56	248	268	92.5%
		計	6	35	46	56	73	72	288	335	86.0%
合計	-	1号	0	0	1	19	14	30	64	108	59.3%
		2,3号	9	57	68	89	97	109	429	522	82.2%
		計	9	57	69	108	111	139	493	630	78.3%

資料：健康こども未来課（令和5年5月1日時点）

【入所児童数の推移】

(単位：人)

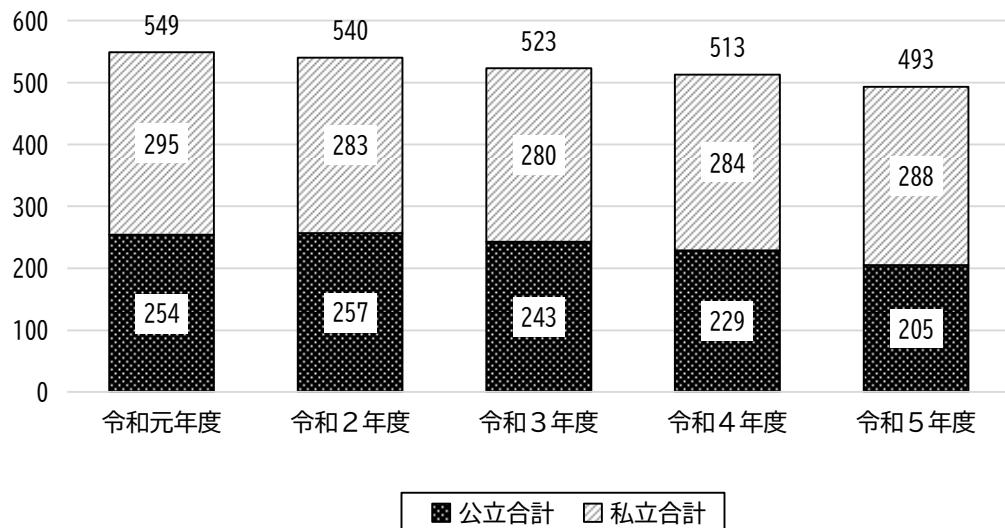
施設名称	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
たけのこども園	—	124	119	117	112
竹原こども園※	54	58	54	57	57
吉名こども園※	42	45	39	37	34
竹原西保育所	51	たけのこども園へ統合			
中通保育所	38	たけのこども園へ統合			
東野保育所	26	28	31	18	休所
竹原西幼稚園	43	たけのこども園へ統合			
市外入所	—	2	—	—	2
公立合計	254	257	243	229	205
明星こども園	37	35	46	44	40
大乗こども園	57	54	39	39	37
賀茂川こども園	69	61	63	59	67
忠海東部こども園	24	30	28	32	29
中央こども園	107	102	103	106	112
市外入所	1	1	1	4	3
私立合計	295	283	280	284	288
合計	549	540	523	513	493

資料：健康こども未来課

※竹原こども園、吉名こども園は令和2年4月に保育所から認定こども園へ移行

【入所児童数の推移】

(人)



【乳児保育・延長保育・一時保育・障害児保育の実施状況】

種別	施設名称	受入れ年齢	受入れ時間 (預かり・延長保育含む)	一時 保育	障害児 保育
公立	たけのこども園	6か月~	7:30~19:00	○	○
	竹原こども園	6か月~	7:30~19:00	○	○
	吉名こども園	6か月~	7:30~19:00	○	○
私立	明星こども園	2か月~	7:00~19:00	○	○
	大乗こども園	2か月~	7:00~19:00	○	○
	賀茂川こども園	2か月~	7:30~19:00	○	○
	忠海東部こども園	2か月~	7:00~19:00	○	○
	中央こども園	6か月~	7:30~19:00	○	○

資料：健康こども未来課

【延長保育利用児童者数の推移】

(単位：人)

種別	施設名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立	たけのこども園	291	390	821	893
	竹原こども園	526	85	82	52
	吉名こども園	475	2,314	477	504
	東野保育所※	122	10	80	—
私立	明星こども園	—	1,764	1,132	566
	大乗こども園	600	401	371	426
	賀茂川こども園	259	180	304	302
	忠海東部こども園	1,050	485	421	711
	中央こども園	471	191	197	236

資料：健康こども未来課

※東野保育所は令和6年3月に廃止

(2) 在宅児も含めた預かりサービス等の実施状況

①一時保育

【一時保育の利用料】

種別	施設名称	利用料					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
公立	たけのこども園	—	400円		350円		
	竹原こども園	—	400円		350円		
	吉名こども園	—	400円		350円		
私立	明星こども園		400円		300円		
	大乗こども園		400円		300円		
	賀茂川こども園	450円		400円		350円	
	忠海東部こども園		400円		300円		
	中央こども園		500円		400円		
たんぽぽ (ふれあい館ひろしま)		6か月～ 30分 300円				30分 200円	
		時間外 30分 300円					

資料：健康こども未来課（令和6年4月時点）

※たんぽぽ（ふれあい館ひろしま）以外の金額は1時間あたり。

※昼食を提供した場合は、別途料金がかかる場合があります。

【一時保育利用児童者数の推移】(幼稚園型・1号認定在園児)

(単位：延べ人数)

種別	施設名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立	たけのこども園	82	39	46	44
	竹原こども園	—	4	—	13
	吉名こども園	—	—	2	—
	東野保育所※	—	—	—	—
私立	明星こども園	—	—	—	—
	大乗こども園	1	—	—	—
	賀茂川こども園	—	—	—	—
	忠海東部こども園	—	—	—	—
	中央こども園	1,161	289	280	63

資料：健康こども未来課

※東野保育所は令和6年3月に廃止

【一時保育利用児童者数の推移】(幼稚園型以外・在園児以外)

(単位: 延べ人数)

種別	施設名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立	たけのこども園	8	7	15	34
	竹原こども園	20	27	105	49
	吉名こども園	29	—	125	95
	東野保育所※	25	27	37	—
私立	明星こども園	—	18	63	67
	大乗こども園	6	80	115	144
	賀茂川こども園	59	54	20	22
	忠海東部こども園	64	5	18	10
	中央こども園	214	47	63	38
	たんぽぽ	349	702	642	805

資料: 健康こども未来課

※東野保育所は令和6年3月に廃止

②休日保育

実施していません。(令和6年4月時点)

③病児・病後児保育

米田小児科に病児保育室「ポピー」、ふれあい館ひろしまに病後児保育室「さくらんぼ」を開設しています。

【病児保育の内容】

施設名	ポピー
利用対象	生後3か月～小学6年生（定員2名）
場所	米田小児科医院
開設日時	月曜日～金曜日（木曜日、祝日、お盆、年末年始は除く） 8:30～17:30（18時まで延長可。延長料400円）
利用料	1日2,000円（市外2,600円） 半日1,500円（市外2,000円）

資料: 健康こども未来課

【病後児保育の内容】

施設名	さくらんぼ
利用対象	生後3か月～小学6年生（定員2名）
場所	ふれあい館ひろしま
開設日時	月曜日～金曜日（祝日、5月の連休、お盆、年末年始は除く） 8:30～17:30（18時まで延長可。延長料400円）
利用料	1日2,000円（市外2,600円） 半日1,500円（市外2,000円）

資料: 健康こども未来課

【病児・病後児保育利用者数の推移】

(単位：人)

種別	施設名称		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病児	ポピー	市内	11	17	30	63
		市外	2	2	37	21
病後児	さくらんぼ	市内	13	15	19	37
		市外	3	6	12	3

資料：健康こども未来課

④ファミリー・サポート・センター

竹原市社会福祉協議会において、援助を必要とする利用会員と援助を提供する協力会員とのマッチングをしています。

【ファミリー・サポート・センター事業の内容】

援助活動の内容		○認定こども園、小学校（以下保育施設）の開始時までの子どもの預かり ○保育施設等の終了後の子どもの預かり ○保育施設等への子どもの送迎 ○子どもが軽度の病気等の場合や、臨時の・突然の子どもの預かり ○その他会員の子育てのために必要な援助 ※原則として、子どもを預かる場合は、協力会員宅で行います。
利用対象	利用会員	○原則として、0歳から小学6年生までの子どものいる人 ○竹原市在住の人、または竹原市内に勤務する人
	協力会員	○竹原市在住で、自宅で子どもを預かることのできる人 ○援助活動に関し、理解と熱意のある人 ○社会参加をしたいと思っている人
受付場所		竹原市中央三丁目13番5号　ふくしの駅内
実施日時		月曜日～金曜日（祝日、年末年始（12/29～1/3）は除く） 8:30～17:00
利用料		○平日（月曜日～金曜日）の7:00～19:00まで1時間あたり600円 ○上記以外の曜日・時間は、1時間あたり700円 ※利用料金の半額を市が助成します。（上限あり）

資料：健康こども未来課

【ファミリー・サポート・センター会員数・利用件数の推移】

(単位：人、件)

種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用会員	183	189	196	210
協力会員	181	178	180	184
両方会員	42	41	41	41
利用件数	995	983	676	673

資料：健康こども未来課

(3) 地域子育て支援拠点事業の状況

家庭で子育てをしている保護者を支援する「地域子育て支援センター」を巡回型と拠点型で実施しています。

【地域子育て支援拠点事業の内容】

巡回型 ミルクハウス	場所	市内認定こども園及び地域交流センター等で実施
	利用対象	就学前のこどもと保護者
	利用料	無料
	開設時期	月曜日～土曜日 9:00～12:00 頃 13:30～15:30 頃
	支援内容	○市内各認定こども園での育児サークルを開いています。 ○保護者がつくった育児サークルの応援をしています。 ○年数回「子育て講演会」を開いています。 ○育児相談（毎日電話、サークルで受付。要望に応じて個別家庭訪問）
拠点型 つくしんぼ	場所	ふれあい館ひろしま内
	利用対象	0歳～4歳未満のこどもと保護者
	利用料	無料
	開設時期	10:00～16:00（水曜日は11:00～16:00） 休館日：5月の連休、お盆、年末年始（12/30～1/4）
	支援内容	○子育て相談：電話・来所による相談 ○行事：お誕生日会・子育て講座（父親の講座もあります）おはなし会・季節の行事（水あそび、芋ほり・クリスマス会、豆まき、ひなまつり他） ○授乳室：おむつ交換台を設置しています。

資料：健康こども未来課

【地域子育て支援拠点事業利用者数の推移】

（単位：延べ人数）

支援拠点名	区域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ミルクハウス	竹原	899	422	646	992
	北部	348	132	158	248
	忠海	705	364	428	717
	吉名	117	78	32	120
つくしんぼ	市内	3,811	5,017	4,636	7,309

資料：健康こども未来課資料

(4) 放課後児童クラブの実施状況

各小学校区に放課後児童クラブを設置しています。

【放課後児童クラブの内容】

放課後児童クラブ名	定員	開設場所	放課後児童クラブ名	定員	開設場所
忠海放課後児童クラブ	35人	忠海学園	大乗放課後児童クラブ	35人	大乗小学校
吉名放課後児童クラブ	40人	吉名字園	莊野放課後児童クラブ	30人	賀茂川会館
竹原放課後児童クラブ	70人	竹原小学校	東野放課後児童クラブ	35人	東野小学校隣
竹原西放課後児童クラブ	70人	竹原西小学校	中通放課後児童クラブ	35人	中通小学校

利用対象	放課後児童クラブが開設されている小学校・義務教育学校（前期課程）に通学する児童で、放課後に保護者が就労等のため家庭にいない児童
利用料	3,000円/月 ※別途おやつ代、保険代等が必要です。
開設日時	月曜日～金曜日の授業がある日 14:00～18:00 授業のない日（長期学校休業日、土曜日、代休日） 8:00～18:00 閉設日：日曜日、祝日、お盆（8/13～8/16）、年末年始（12/29～1/4）

資料：健康こども未来課

【放課後児童クラブ利用者数の推移】 低学年：1～3年生 高学年：4～6年生 (単位：人)

中学校区	施設名称	定員	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
竹原	大乗	35	17	18	18	13	11	15	10	12
	竹原	70	47	19	38	24	43	21	36	25
	中通	35	28	11	29	4	20	3	20	3
	竹原西	70	39	22	37	18	44	14	46	14
賀茂川	莊野	30	20	10	19	11	17	10	18	12
	東野	35	5	9	4	6	4	2	6	3
忠海学園	忠海	35	19	10	23	4	26	8	18	10
吉名字園	吉名	40	22	18	20	11	17	7	13	6
合計		350	197	117	188	91	182	80	167	85

資料：健康こども未来課

(5) 児童館の実施状況

中央児童館を設置しています。令和6年度から利用対象を高校生まで拡大しました。

【児童館の内容】

施設名	竹原市中央児童館
利用対象	乳幼児・小学生・中学生・高校生
場所	竹原市中央五丁目5番17号（人権センター3階）
開設日時	【4月～9月】13:00～18:00 【10月～3月】13:00～17:30 ただし、土曜日・日曜日・春休み・夏休み・冬休み中は10:00～
休館日	第3日曜日、月曜日（第3日曜日の翌日を除く） 祝日、年末年始

資料：健康こども未来課

【児童館利用者数の推移】

(単位：延べ人数)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
未就学児	777	805	1,411	1,505
小学生	1,454	1,057	995	1,746
中学生	282	279	568	260
合計	2,513	2,141	2,974	3,511

資料：健康こども未来課

6. 母子保健事業の状況

(1) 乳幼児健康診査

乳児健康診査（4～5か月、9～10か月）、1歳6か月児健康診査、歯つぴ一健診、3歳児健康診査を、集団で健康診査を行っています。

■4～5か月児健康診査

計測、問診、医師による診察、保健師による育児相談、栄養士による離乳食指導、絵本の紹介等を行っています。

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	101	102	91	84	90
受診者数	100	98	87	81	88
受診率	99.0%	96.1%	95.6%	96.4%	97.8%

資料：健康こども未来課

■9～10か月児健康診査

計測、問診、医師による診察、保健師による育児相談、栄養士による離乳食指導、歯科衛生士による歯科指導、絵本の紹介等を行っています。

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	110	113	102	87	76
受診者数	104	94	94	78	71
受診率	94.5%	83.2%	92.2%	89.7%	93.4%

資料：健康こども未来課

■1歳6か月児健康診査

尿検査、計測、医師、歯科医師による診察、保健師による育児相談、臨床心理士による発達相談、栄養士による食事相談、歯科衛生士による歯科指導、絵本の紹介等を行っています。

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	129	127	99	90	91
受診者数	120	115	95	88	85
受診率	93.0%	90.6%	96.0%	97.8%	93.4%

資料：健康こども未来課

■歯つぴ一健診

2歳2～3か月児を対象に計測、歯科医師による歯科診察、歯科衛生士による歯科相談、保健師による育児相談、希望者に対する食事相談とフッ素塗布を行っています。

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	114	120	123	94	93
受診者数	95	78	91	61	65
受診率	83.3%	65.0%	74.0%	64.9%	69.9%

資料：健康こども未来課

※新型コロナウィルス感染症により、計画通り実施できなかった時期があります。

■3歳児健康診査

1歳6か月健康診査と同じ内容に加えて、弱視等を発見する目の屈折検査を行っています。

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	90	157	111	134	98
受診者数	81	154	104	128	95
受診率	90.0%	98.1%	93.7%	95.5%	96.9%

資料：健康こども未来課

(2)「たけはらっこネウボラ」の状況

妊娠や出産、子育ての相談に応じたり、必要なサービスを紹介したりするなど、安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援する「たけはらっこネウボラ」を開設しています。

(単位：延べ人数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
たけはらっこネウボラ	501	496	408	421	634

資料：健康こども未来課

【たけはらっこネウボラの内容】

場所	竹原市保健センター内
開設日時	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15
相談方法	電話、面接（オンライン含む）、訪問

資料：健康こども未来課

(3) 不妊・不育治療費助成事業

不妊・不育症に悩む夫婦を支援するため、一般不妊治療費と特定不妊治療に合わせて行われる先進医療費を助成しています。令和5年度からは不育症の検査費及び治療費の一部を助成しています

(単位：延べ人数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不妊・不育治療費助成事業	9	2	12	6	2

資料：健康こども未来課

(4) 妊産婦及び乳幼児の相談支援

妊娠届出時には、母子健康手帳の交付や妊娠中の生活指導、あかちゃん講座の周知を行っています。また、臨床心理士や理学療法士による発達相談、保健師や栄養士による育児相談を行っています。

(単位：延べ人数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談・保健指導	1,398	1,343	1,248	1,075	1,151

資料：健康こども未来課

(5) 妊産婦・乳児健康診査

受診券（票）を交付し、委託医療機関にて健診を行うことで、妊産婦の健康管理の向上や1歳未満の乳児に対し必要に応じて適切な指導を行っています。（妊産婦・乳児健康診査受診券、妊婦歯科健康診査受診票、新生児聴覚検査等）

(単位：延べ人数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	1,979	1,758	1,804	1,536	1,554

資料：健康こども未来課

(6) 妊婦健康診査支援事業

妊婦と胎児の健康増進を図るために、妊婦健康診査受診者に奨励金を交付しています。

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付人数	113	94	92	73	87

資料：健康こども未来課

(7) 妊産婦、乳幼児訪問

妊娠婦、新生児及び乳幼児で支援が必要な人に対し、保健師が家庭を訪問し、育児不安の解消につながるよう支援しています。また、生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を保健師が行い、不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報の提供や助言を行っています。

(単位：延べ人数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠婦訪問	124	201	139	122	151
乳幼児訪問	143	259	166	191	196

資料：健康こども未来課

(8) 育児学級など

■あかちゃん講座

保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士により、妊娠中の健康管理の大切さを伝えるとともに妊娠中の過ごし方（栄養、歯科など）や父親の子育て参加支援（沐浴実習、妊婦体験）などを行っています。

(単位：延べ人数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
あかちゃん講座	75	38	29	42	40

資料：健康こども未来課

■離乳食・幼児食教室

5か月～3歳児の保護者を対象に、栄養士、保健師による食事相談、調理実習、育児相談を行っています。

(単位：延べ人数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
離乳食教室	184	60	56	116	99

資料：健康こども未来課

※新型コロナウィルス感染症により、計画通り実施できなかった時期があります。

■なかよし教室

2～3歳児と保護者を対象に栄養士、保健師、食生活改善推進員がおやつづくりを通した食育を推進しています。

(単位：延べ人数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
なかよし教室	21	19	33	34	34

資料：健康こども未来課

7. 第2期竹原市子ども・子育て支援事業計画の振り返り

(1) 基本目標1

「出会い、結ばれ、こどもを持つ希望が、きめ細かいサポート体制によりかなえられている」

<取組の実績>

①出会い・結婚

- ・令和3年度から「竹原市結婚新生活支援事業」を開始し、結婚を機に市内に居住する若者夫婦に、新生活に必要な住居費等の一部を助成しました。
- ・令和6年度において、結婚を希望する人が、その希望を叶えられる環境づくりを推進するため、マッチングアプリを活用した「竹原市出会いの機会創出事業」及び若者の交流イベントを支援する「竹原市若者交流促進補助事業」を実施しました。

②こどもをのぞむ世帯への支援

- ・健康保険が適用されず、経済的負担が重い不妊治療に対して助成を行ってきましたが、令和4年度から不妊治療に健康保険が適用されるようになり、経済的負担が緩和されました。
- ・令和5年度から不育症治療費助成事業を開始しました。

③出産環境の整備

- ・全ての妊婦に対して、母子健康手帳交付時の面接、妊娠中期及び妊娠後期に妊娠経過や出産・育儿に備えた準備状況等について支援をしました。
- ・適切な時期に母子健康手帳を交付するように周知をするとともに、妊婦及び胎児の健康の保持増進を図るため、妊婦健康診査を受診する妊婦に対して奨励金を交付しました。
- ・令和4年度からは出産・子育て応援交付金事業における伴走型支援と併せ、切れ目のない支援を行いました。
- ・令和6年度に、こども家庭センターを設置し、相談支援体制の強化を図りました。

<数値目標に対する進捗状況>

	計画当初値	目標値（令和6年度）	現在値（令和5年度）
婚姻率	3.2%	4.3%	2.3%
出生率	4.04%	5.04%	3.79%

<関係施設ヒアリング>

- ・発達障害をもつ妊婦への支援が必要です。
- ・中高生と子育て世代の交流の仕組みが必要です。

<その他>

- ・結婚支援の取組は、利用率の向上に向けて周知の方法に工夫が必要です。
- ・不妊・不育症は治療が長期間にわたるなど、治療を受ける方の身体的・精神的・経済的な負担・不安が大きいため、きめ細かな支援が必要です。
- ・適切な時期に母子健康手帳の交付ができていない妊婦がいるため、継続して周知をしていく必要があります。

(2) 基本目標2

「親がこどもと向き合い、子どもの成長を喜びながら、楽しく子育てが出来る環境が整備されている」

<取組の実績>

①母子保健・小児医療・乳幼児医療・食育

- ・あかちゃん講座は、土曜日に開催する日を設定し、夫婦や家族で参加できるようにしました。
- ・令和6年度から産後ケア事業に宿泊型に加え、訪問型・通所型を拡充しました。
- ・定期予防接種については、広報や個別通知による接種勧奨を行いました。
- ・あかちゃん講座や乳幼児健診の際に離乳食・幼児食教室への参加の呼びかけを行いました。
- ・公立認定こども園の給食では、「だし」をテーマに和食文化に触れる取組を行いました。

②子育て支援

- ・令和4年度に幼保小連携推進協議会を立ち上げ、認定こども園から小学校への接続カリキュラムの充実を図りました。

- ・令和4年度から私立認定こども園に勤める保育士に保育士応援給付金を給付しました。

③安全・安心なまちづくり

- ・ハザードマップを活用し、子育て施設ごとの災害時の避難経路の確認を行いました。

- ・子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の集会所の活用促進をはかりました。

- ・交通安全協会や警察と合同での交通安全街頭啓発活動や青色回転灯防犯パトロール等の取組を行いました。

<数値目標に対する進捗状況>

	計画当初値	目標値（令和6年度）	現在値（令和5年度）
未就学児童人口割合	3.04%	3.31%	2.52%

<こども・子育てニーズ調査>

- ・児童数が減少する一方、母親の就労割合の増加により、保育ニーズは高まっています。
- ・子どもが事故や犯罪に巻き込まれないか、子どもを取り巻く社会環境に不安を抱く保護者が増加しています。
- ・公園などの身近な遊び場に対する満足度が低いことが示されており、子どもが安心して過ごせる居場所づくりに取り組んでいくことが求められます。

<関係施設ヒアリング>

- ・認定こども園において、児童数の減少に応じて、施設のダウンサイ징を検討されています。
- ・病児・病後児保育の利用者が固定化しており、新規利用へ向けて周知が必要です。
- ・認定こども園や、病児・病後児保育において、保育士や看護師の確保に大変苦労している現状であり、利用ニーズと安全性の両立に向けた対応が必要です。

(3) 基本目標3

「充実した教育環境のもと、全てのこどもが心豊かにたくましく成長している」

<取組の実績>

①学校教育

- ・各校の学校運営協議会が充実し、保護者、地域の方々の意見等が学校運営によりよく反映されるようになりました。
- ・学校教育支援アドバイザーの機能を生かし、アウトリーチ型支援や適応指導教室、スクールSの活用について積極的に周知し、活用を促しました。
- ・一人1台端末を活用し、ICTを活用した指導方法等、学力向上に向けた研修を行いました。

②体験学習

- ・中央児童館においてスポーツ大会やおもちゃ作りなど体験プログラムの充実を図りました。
- ・トップアスリートスポーツ教室やパラスポーツ体験教室を開催しました。

③青少年の健全育成

- ・地域での見守り活動や中学生話し方大会など青少年育成竹原市民会議の活動を支援しました。

<数値目標に対する進捗状況>

	計画当初値	目標値（令和6年度）	現在値（令和5年度）
就学児童人口割合	8.64%	7.86%	7.76%

<こども・子育てニーズ調査>

- ・孤独や孤立への不安、児童虐待、不登校、いじめ、ひきこもりなど、こどもを取り巻く課題が複雑化するなか、こどもが安心して過ごすことができる身近な居場所が必要とされています。
- ・留守家庭児童が増加するなか、多くの小学生児童が利用する放課後児童クラブの充実とともに、多様な居場所づくりが求められます。
- ・こどもが自ら主体的に学び、成長し、夢や希望を持って自立していくことができるよう、一人ひとりが自己を高められる多様な学びや体験の機会が保障されることが重要です。

<関係施設ヒアリング>

- ・放課後児童クラブにおいては、小学校1年生から6年生までの体格差や発達の差のあるこどもと一緒に保育することは大変難しく、放課後児童クラブ以外でのこどもの居場所が必要です。
- ・就労を条件とせず、誰でも預けられる環境の整備が必要です。

<その他>

- ・学校の適正配置に対応して、放課後児童クラブの配置の見直しをするとともに、指導員の研修や体験プログラムの充実など、放課後児童クラブでの保育の質の向上が必要です。
- ・旧市役所庁舎跡地に図書館、市民ホールと一体となった子育て支援拠点の整備を計画しています。

(4) 基本目標4

「地域や社会が親、家庭に寄り添いながら子育てを支援し、地域に絆やつながりが生まれている」

<取組の実績>

①男女共同参画

- ・男女共同参画推進、女性活躍推進啓発に係る講座やセミナーを実施したほか、竹原書院図書館特設展示コーナーやタネットニュースなどを活用した啓発活動に取り組みました。
- ・ワーク・ライフ・バランスに係る啓発や、女性の活躍に向けた支援を行う事業者と連携して女性のスキルアップ機会の提供となるデザイン講座やSNS等の投稿についての講座などを開催しました。

②地域の子育て支援

- ・ファミリー・サポート・センターで、援助を必要とする利用会員と、援助を提供する協力会員のマッチングを行いました。
- ・地域子育て支援拠点事業で保護者のネットワークづくりなど、子育てサークルを支援しました。

③支援の必要なこどもへの支援

- ・継続的な支援を行う体制づくりのため、令和4年度に児童福祉と母子保健の連携を強化する竹原市子ども家庭総合支援拠点を立ち上げ、令和6年度にこども家庭センターに組織を一体化させました。
- ・市内2校にスペシャルサポートルーム等を設置し、不登校の児童生徒や学級に入りにくい児童生徒の居場所づくりを行いました。
- ・学校教育支援アドバイザーを新たに設置し、各学校や関係機関等の連携を行いました。

<数値目標に対する進捗状況>

	計画当初値	目標値（令和6年度）	現在値（令和5年度）
地域交流センターにおける子育て支援の参加者の割合	4.74%	8.30%	2.49%

<こども・子育てニーズ調査>

- ・こどもとその家庭に対する一体的・総合的な支援を通じて、安心してこどもを産み育てられ、こどもが健やかに成長できる環境づくりが重要です。
- ・社会全体でワーク・ライフ・バランスを実現していくことが求められており、仕事と子育ての両立を可能にする保育サービスを充実させるとともに、事業者による「働き方改革」などが必要です。

<関係施設ヒアリング>

- ・ファミリー・サポート・センターでは、高齢者の就労年齢の上昇により、協力会員になる年齢も上昇しており免許返納などの問題もあり、こどもの送迎に支障をきたす場合が見込まれます。
- ・地域子育て支援センターでは、子育てサークルの担い手が必要であり、SNSを活用した保護者等とのネットワークの構築が課題となっています。
- ・父親による子育て参加が必要ですが、企業の理解が進んでいないので、父親の子育て参加が難しいのが現状で、結婚後の生活支援も必要です。

第3章 基本理念

1. 基本理念

令和2年3月に策定した第2期子ども・子育て支援事業計画では、第1期計画で整えた「みんなで支える」子育て環境を土台としながら、「こども」「親」「地域」の3つの視点から、『子ども・親・地域がともに成長するまち』をつくることを基本理念とし、『つながるつなげる 竹原スマイル。』を目指す姿としました。

令和5年4月に施行されたこども基本法や、こども計画を策定する際に勘案することとされているこども大綱では、こどもや若者の最善の利益を第一に考え、子どもの権利を守るという考え方や、全ての子どもの健やかな成長を社会全体で後押しすることが求められています。

このため、竹原市こども計画では、こどもが権利の主体として、自らの夢や希望を叶えることができるよう、家庭や学校、地域、企業などが連携して、子どもの成長を応援する「こどもまんなか」まちづくりを基本理念として、次のように設定しました。

この基本理念は、本市の第3次地域福祉計画で掲げた「誰一人孤立させない地域共生社会の実現」と軌を一にするものです。

「子どもの夢を叶えるまち 竹原」

2. 基本目標

基本理念を実現するための具体的な目標を5つ設定します。

こどもが生まれてから自立するまでのライフステージに応じ、こどもを主語として、竹原市のまちの望ましい状態を目標として設定しています。

また、全ての子どもの成長段階において、地域が子育てを支える役割が必要であることから、こどもが多様なコミュニティーの中で育っていけるよう、行政や民間団体、地域住民が連携協働して、地域まるごと支えあい体制づくり事業を土台とした子育て世帯を包括的に支援する体制を構築します。

本計画の基本目標

基本目標1 「こどもが元気に生まれるまち」

基本目標2 「こどもが健やかに育つまち」

基本目標3 「こどもが楽しく遊ぶまち」

基本目標4 「こどもがしっかり学ぶまち」

基本目標5 「こどもがたくましく自立するまち」

基本目標1 「子どもが元気に生まれるまち」

子どもを望む人や妊婦が、安心して親になる準備ができるように、妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談体制を充実して、「子どもが元気に生まれるまち」を目指します。

基本目標2 「子どもが健やかに育つまち」

全ての子ども・若者が、心と体の健康を保ち、特に社会的な支援が必要な子どもや家庭が、必要な支援を受けることができる「子どもが健やかに育つまち」を目指します。

基本目標3 「子どもが楽しく遊ぶまち」

認定こども園での教育・保育環境の充実や、安全・安心な地域づくりを進めることで、子どもの居場所が確保された「子どもが楽しく遊ぶまち」を目指します。

基本目標4 「子どもがしっかり学ぶまち」

子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備や、多様な学びや体験のニーズに応える環境を充実させることで、「子どもがしっかり学ぶまち」を目指します。

基本目標5 「子どもがたくましく自立するまち」

子ども・若者が、働くことや家庭を持つことに夢や希望を持ち、自らの夢や希望の実現に向けて、将来の選択ができる「子どもがたくましく自立するまち」を目指します。

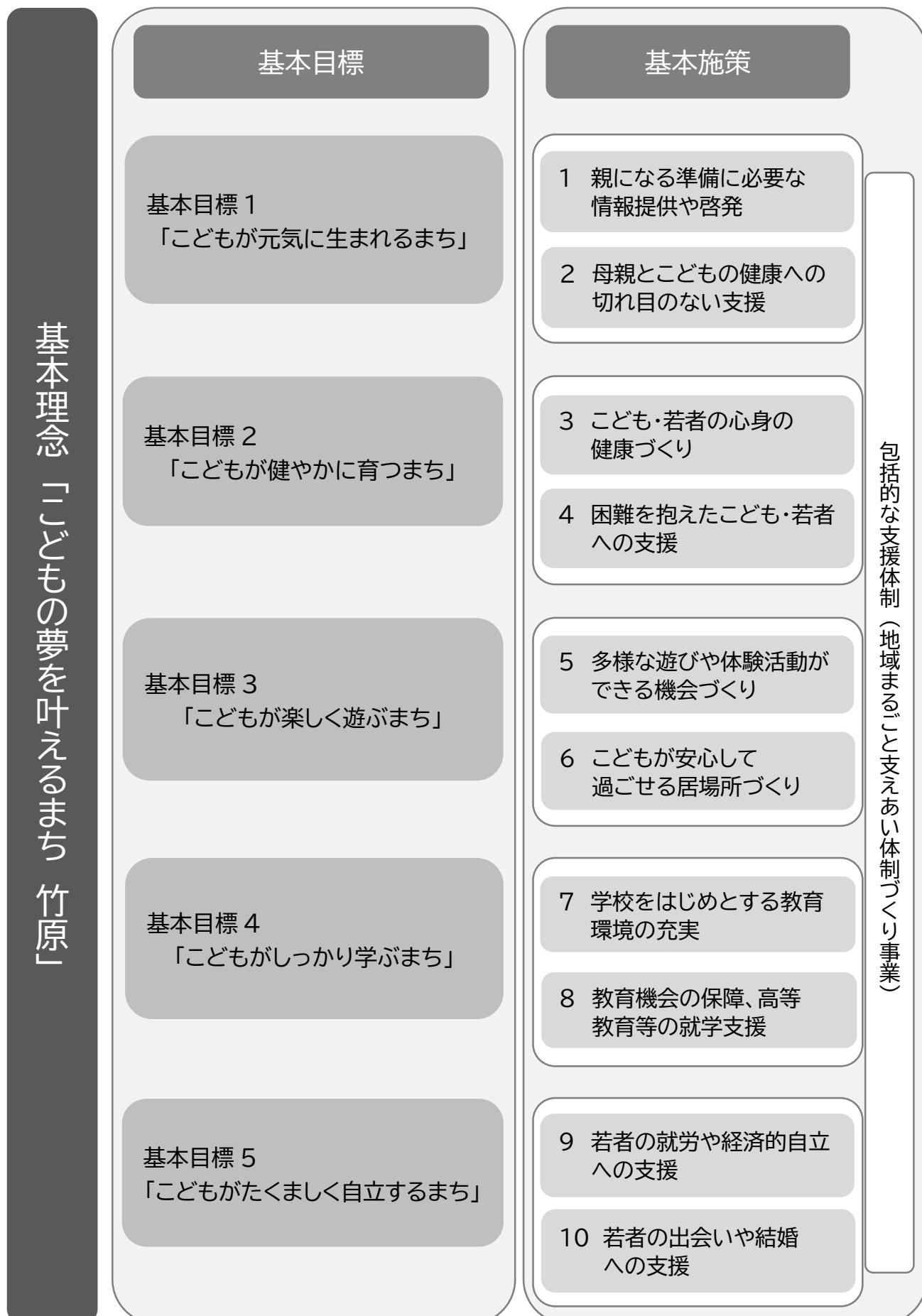
包括的な支援体制

全ての子どもが多様なコミュニティーの中で育っていくよう、地域まるごと支えあい体制づくり事業を土台として、「子どもの視点」に立ち、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を地域全体で支えていくことを基本的な視点として、子育て世帯を包括的に支援する体制を構築します。

【ライフステージにおける基本目標の位置付け】

基本理念	基本目標	基本施策	ライフステージ				
			誕生前	幼児期	学童期	思春期	青年期
こどもの夢を叶えるまち 竹原	1. 「こどもが元気に生まれるまち」	1 親になる準備に必要な情報提供や啓発					
		2 母親と子どもの健康への切れ目のない支援					
	2. 「こどもが健やかに育つまち」	3 こども・若者の心身の健康づくり					
		4 困難を抱えたこども・若者への支援					
	3. 「こどもが楽しく遊ぶまち」	5 多彩な遊びや体験活動ができる機会づくり					
		6 こどもが安心して過ごせる居場所づくり					
	4. 「こどもがしっかり学ぶまち」	7 学校をはじめとする教育環境の充実					
		8 教育機会の保障、高等教育等の就学支援					
	5. 「こどもがたくましく自立するまち」	9 若者の就労や経済的自立への支援					
		10 若者の出会いや結婚への支援					

3. 計画の体系図



第4章 基本施策

基本目標1 「こどもが元気に生まれるまち」

基本施策1 親になる準備に必要な情報提供や啓発

<取組の方向性>

①妊娠を望む方の支援

- 妊娠を望む方の希望を叶えることができるよう、妊娠に関するきめ細かな相談対応や不妊治療等にかかる経済的負担の軽減を図ります。

②妊娠期からの見守り・支援

- こどもを生み育てることに希望がもてるように、これからこどもを持つ夫婦・若者に対して、様々な不安や悩みの解消及び妊娠、出産への正しい知識の普及を目指した支援を行います。

③あかちゃんを迎えるための技術・知識の習得

- 妊婦及び胎児の健康増進のため、妊娠中から健康・栄養・歯科口腔に関する指導と教育、育児技術の獲得を支援することで、出産・子育てに必要な知識の普及に取り組みます。

④父親になるための啓発

- 家族で育児を行うことができるように、父親に対して子育てに関する知識の普及・啓発に取り組みます。

⑤妊娠期からの経済的支援

- 妊産婦に対して経済支援を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。

<主な取組>

取組名	取組の概要	担当課
不妊・不育治療費等助成	こどもを望む方の経済的負担を軽減してこどもを産みやすい環境を実現させるため、不妊・不育症の検査及び治療に要する費用の一部を助成します。	健康こども 未来課
竹原市こども家庭センターの運営	妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制の強化を図るため、母子保健機能（たけはらっこネウボラ）と児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）を統合し、妊娠婦、子育て世帯、こどもへ、一体的に相談支援を行います。	健康こども 未来課
あかちゃん講座	妊娠婦とその家族を対象とし、栄養指導、歯科指導、沐浴実習等を実施し、妊娠・出産・育児に関する知識及び技術の習得、参加者同士の交流を促進します。	健康こども 未来課

取組名	取組の概要	担当課
たけっこダイアリー (電子母子手帳アプリ)	子どもの成長の記録や予防接種の管理等のほか、子どもの健康や子育てに関する情報を提供します。	健康こども 未来課
父子健康手帳の交付	父親の育児参加を目的とし、妊娠届出時に母子健康手帳と一緒に父子健康手帳を交付します。	健康こども 未来課
妊婦のための支援給付	全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊婦等に対して面談等により情報提供や相談等を行う妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせて経済的な支援をします。	健康こども 未来課
妊婦健康診査支援事業	妊婦及び胎児の健康の保持増進を図るため、妊婦健康診査の受診回数に応じて奨励金を交付します。	健康こども 未来課
低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成	低所得の妊婦に対し、妊娠判定料などの初回産科受診料を助成するとともに、継続的に必要な支援を行います。	健康こども 未来課

<数値目標>

項目名	現在値	目標値
妊娠 11 週までに母子健康手帳の交付を受けた人の割合	88.4%	90%以上
母子手帳アプリの登録率	31.4%	79.4%

基本施策2 母親と子どもの健康への切れ目のない支援

<取組の方向性>

①妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援

- 安心して子育てができるように、こども家庭センターを中心に、子育て家庭が抱えるリスクを早期発見・早期支援し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。

②安心して出産できる体制づくり

- 身近な場で妊婦健康診査が受診できるよう健診機会の確保に取り組みます。
- 市内の医療機関と市外の分娩医療機関との連携体制の強化に取り組みます。

③妊娠婦及び乳幼児期の食支援

- ライフステージに応じた食生活の充実を図るため、妊娠・産婦・乳幼児への個別の食事指導することにより、将来に通じた食育の推進を図ります。

④こども・母親・家族の健康保持増進への支援

- こどもや家族の健康増進を図るために、こども・保護者に対して専門職による保健指導や乳幼児健康診査を充実させることにより、保護者の不安を軽減します。

⑤乳幼児等医療費への支援

- 子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、こどもにかかる医療費の自己負担分の一部を県の補助対象に加え、市独自の事業として助成対象を拡大して助成します。

<主な取組>

取組名	取組の概要	担当課
竹原市こども家庭センターの運営	母子保健と児童福祉の機能を統合し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談支援を行います。	健康こども 未来課
妊婦健康診査や分娩取扱施設の情報提供	安心して妊娠期を過ごし、分娩ができるように市内外の妊婦健康診査や分娩取扱施設の情報提供を行います。	健康こども 未来課
市内の医療機関と市外の分娩取扱施設との連携	妊娠婦等包括相談支援事業を通して支援が必要な妊娠婦や家庭について、健診医療機関及び分娩医療機関と連携し、切れ目ない必要な支援を行います。	健康こども 未来課
竹原市妊婦健康診査運営費補助金	市内妊婦の健康増進のため、竹原市内で妊婦健康診査を行う医療機関に対し、医師の確保に係る補助金を交付します。	健康こども 未来課
離乳食・幼児食教室	乳幼児と保護者を対象に、栄養士、保健師による食事相談、調理実習、育児相談を行います。	健康こども 未来課

取組名	取組の概要	担当課
乳幼児健康診査	乳幼児の成長・発達の重要な月齢等に健康診査を行い、疾病の早期発見に努めるとともに、保護者が抱える育児不安や悩みに対する相談を行います。また、未受診者の状況把握に努め、受診の勧奨と適切な支援を行います。	健康こども未来課
産後ケア	出産後1年以内の母子に対して、委託した医療機関又は助産所で宿泊、通所又は訪問により、心身のケアや、助産師による育児のサポート等を行います。	健康こども未来課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	保健師等が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、乳児やその保護者の心身の状況の把握、子育てに関する不安や悩みを聴き、適切な情報提供を行います。	健康こども未来課
妊産婦及び乳幼児訪問指導	保健師等が妊産婦及び乳幼児の家庭を訪問し、相談に応じたり、情報提供を行います。	健康こども未来課
乳幼児等医療費助成制度	0歳児から高校3年生（満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どもの医療機関にかかった時の医療費の一部を助成します。（所得制限なし）	市民課

<数値目標>

項目名	現在値	目標値
この地域で子育てしたいと思う親の割合	98.8%	98.0%以上
子どもの9～10か月児健康診査の際に「気分・体調が良い」と回答した産婦の割合	87.2%	88.0%

基本目標2 「子どもが健やかに育つまち」

基本施策3 こども・若者の心身の健康づくり

<取組の方向性>

①こども・若者の健康増進と小児救急医療等の相談機関の利用促進

- こどもの病気を予防し健やかな成長を促すとともに、保護者が子どもの病気やケガなど心身の健康について不安を抱えることなく、状況に応じて適切に相談し、安心して子育てに取り組めるよう、相談機関を周知します。

②食育の推進

- ライフステージに応じた様々な経験を通じて、「食」に関する知識とバランスの良い「食」の選択など、こども・若者に対する食に関する教育を推進し、健全な食生活を実践できる力を育みます。

③関係機関と連携した健全育成の推進

- 警察など関係機関と連携した適切な状況把握と、SNSを含む防犯教室や非行防止教室を実施して、こども・若者が犯罪に巻き込まれないように啓発するとともに、保健体育・道徳で学習内容等と関連させた指導など継続した取組を、各学校の状況に応じて進めます。

④健全育成に向けた環境づくりの推進

- 関係機関や地域が連携・協働し、見守り活動や有害環境対策に取り組み、こども・若者が健全に成長できる環境を整えます。

<主な取組>

取組名	取組の概要	担当課
定期予防接種	感染の恐れがある疾病的発生及び蔓延を予防するためには、予防接種法に定められている定期予防接種を実施し、健康の保持・増進を図ります。	健康こども 未来課
こども医療電話相談（#8000）、救急相談センター（#7119）の周知	母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査の際に、休日・夜間の急な子どものけがや病気について電話で相談できる「こども医療電話相談（#8000）」や「救急相談センター（#7119）」の周知をします。	健康こども 未来課
食育の推進	ライフステージに応じた望ましい食習慣（減塩、野菜の摂取、主食・主菜・副菜のそろった食事等）の定着を図り、疾病予防に取り組みます。	健康こども 未来課
「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」の啓発	青少年の犯罪被害を防止するため、強調月間において市民への啓発を行います。また、相談機関を掲載し相談窓口を紹介します。	健康こども 未来課
あいさつ運動の啓発	家庭、学校、地域など人と人、社会全体のつながりや信頼を深めるため、あいさつ運動の啓発を行います。	健康こども 未来課

取組名	取組の概要	担当課
青少年育成健全育成条例による立入調査	広島県青少年健全育成条例に基づき、書店、興行場、その他の営業を営む場所に立ち入り、青少年の健全な育成を守るために自主規制が適正に実施されているかについて調査等を行います。	健康こども未来課
青少年育成市民運動	青少年育成竹原市民会議の各地区で、巡回、挨拶運動、伝承遊び等の活動をします。	健康こども未来課
自殺予防の啓発	小・中学校で「いのちのホットライン」の相談窓口のチラシ配布やポスター掲示をするなど、心の健康づくりや自殺予防について啓発を行います。	健康こども未来課

<数値目標>

項目名	現在値	目標値
3歳児歯科健診における虫歯のない子どもの割合	91.4%	92.0%
朝ごはんを毎朝食べる中学生等の割合	86%	100%

基本施策4 困難を抱えたこども・若者への支援

<取組の方向性>

①不登校、ひきこもりへの対応と支援

- 不登校やひきこもりについて、支援が必要な子どもの健やかな成長を支えるため、福祉や教育など関係機関の連携を密にし、各家庭の様々な事情を考慮しながら、きめ細かな取組を進めます。

②児童虐待への対応と早期対応

- こども家庭センターの強みとなる母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通して、子育て世帯を包括的に支援する体制を強化し、配慮を要する家庭を早期に発見し、関係機関との緊密な連携による迅速な対応を行い、継続的なモニタリングで家庭に寄り添います。

③支援が必要なこども・家庭への支援

- 生活困窮、ひとり親家庭など支援の必要なこどもやその家族、ヤングケアラー等に対して、重層的支援体制整備事業等を活用しながら関係機関と緊密に連携し、的確な支援やサービスの提供を行うとともに、サービス内容の充実を図ります。

④障害のあるこどもと家庭への支援

- 障害や発達の特性を早期に把握し、子どもの発達に応じた切れ目のない療育支援に努めます。
- 障害のある子どもの健やかな発達を支援するため、相談体制の充実を図り、認定こども園や放課後児童クラブでの受け入れ等の充実に努めます。

⑤外国につながるこども・若者への支援

- 外国につながるこどもや若者が、文化や言語の違いによらず、子育て支援や教育が利用できるよう必要な支援を行います。

<主な取組>

取組名	取組の概要	担当課
学校教育支援アドバイザーの配置	学校教育支援アドバイザーを配置することにより、いじめや不登校等、喫緊の教育課題への対応や重点的な取組が必要な事案に対して体制強化を図ります。	教育総務課
竹原市こども家庭センターの運営	妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制の強化を図るため、母子保健機能（たけはらっこネウボラ）と児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）を統合し、妊娠婦、子育て世帯、こどもに対し、一体的に相談支援を行います。	健康こども未来課
要保護児童対策地域協議会の運営	児童福祉法に基づき、児童の権利を守り、児童虐待等の未然防止や早期発見・早期解決のため、虐待等に係る関係機関により組織された要保護児童対策地域協議会において、活動推進の総合的な調整を行います。	健康こども未来課

取組名	取組の概要	担当課
家庭児童相談室の運営	家庭児童福祉の向上を図ることを目的として、家庭相談員が家庭における適正な児童の養育に関する相談指導を行います。	健康こども未来課
ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の父又は母に対して、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の支給を行い、ひとり親家庭の就労を支援します。	健康こども未来課
ひとり親家庭の経済的負担の軽減	児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費公費負担により、ひとり親家庭の経済的負担を軽減します。	健康こども未来課
ひとり親家庭の学習支援	ひとり親家庭の小・中学生を対象に、大学生や教員経験者等が個別に指導する学習教室を開催し、学習習慣の定着を支援します。	健康こども未来課
発達障害児巡回支援事業	認定こども園及び放課後児童クラブにおいて、発達障害等の専門家から児童や保護者への対応を学び、支援の質の向上を図ります。	健康こども未来課
地域まるごと支えあい体制づくり事業	地域まるごと支えあい体制づくり事業は、包括的な相談支援、地域づくり、参加支援を一体的に実施して、困難を抱えた状態にある子どもや世帯への支援を行います。	地域支えあい推進課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者が抱える多様な問題について、必要な助言、支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。	地域支えあい推進課
生活保護受給者等就労自立促進事業	ハローワークと連携し、就労支援体制を整備することで、生活保護受給者や児童扶養手当受給者等の就労を支援し、自立の促進を図ります。	地域支えあい推進課
児童発達支援センター等機能強化事業	発達に課題のある児童やその家族などに対し、家庭、認定こども園などへの訪問支援等を行うことで、生活に必要な情報の提供や助言を行います。	地域支えあい推進課
就学前相談会	発達等の課題により、学校生活に不安を抱える年長児の保護者を対象に、市、教育委員会、支援機関等による個別の相談を行います。	地域支えあい推進課
サポートファイルの利用促進	障害のある人や支援の必要な人が、生涯にわたって安心で安全な生活を送り、教育をはじめとした一貫性のある支援を受けられることを目指して、広島県が作成した「心をつなぐサポートファイルひろしま結愛～yui～」などの支援ツールの普及と利用の促進を行います。	地域支えあい推進課
海外からの帰国児童生徒等に対する日本語指導	海外からの帰国児童生徒及び在日外国人児童生徒のうち、日本語能力が不十分等により通常の学習に困難をきたしている児童生徒に対して、特別の教育課程により日本語指導を行います。	教育総務課

<数値目標>

項目名	現在値	目標値
家庭児童相談の受付件数	3,510 件	5,010 件
保育所等訪問支援を実施する事業所数	0 か所	1 か所

基本目標3 「子どもが楽しく遊ぶまち」

基本施策5 多様な遊びや体験活動ができる機会づくり

<取組の方向性>

①認定こども園での質の高い教育・保育の提供と多様な保育ニーズへの対応

- 認定こども園等での生活・体験を通じて、子どもの発達段階や特性に応じた質の高い就学前教育・保育を提供します。
- 病児・病後児の保育や、多様な働き方や生活に応じた保育を提供するとともに、様々な方法により子育て支援に関する情報を提供します。

②保育人材の確保と多様な保育ニーズへの対応

- 保育人材を確保するため、市内の私立認定こども園に新規採用される保育士に応援給付金を給付するなど、保育士の定着や、離職した保育士の復職の支援に取り組みます。

③充実した教育・保育環境づくり

- 保育士の事務負担を軽減し、子どもの関わりを充実させるため、保育のICT化を促進するとともに、老朽化した施設、設備の更新や、熱中症対策のための空調設備の整備等、保育環境の整備を個別の計画等に基づき進めます。

④体験学習の推進

- 乳幼児や小中学生・高校生の異年齢交流、子ども会や地域子育て支援センターなどの活動を通じた自然体験や社会体験など、学びと体験の場の確保と充実に取り組みます。また、学び・体験の場として、放課後児童クラブや児童館の活動充実を図ります。

⑤スポーツをする機会の提供

- スポーツを通じて心身ともに健やかな子どもの成長を図るため、トップアスリートと連携したスポーツへの関心を高める取組や障害・年齢・性別等に関係なく誰もが平等に楽しめるインクルーシブ・スポーツ体験教室の開催を進め、スポーツをするきっかけづくりに取り組みます。
- 市民が様々なスポーツに触れる機会を創出するとともに、競技力の向上、健康増進等を目的として、各種大会等を開催します。

<主な取組>

取組名	取組の概要	担当課
人口減少に対応した認定こども園の配置・定員管理	地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実のため、認定こども園の配置や定員の適正化を図ります。	健康こども未来課
幼児教育アドバイザー派遣事業	認定こども園等での勤務経験が豊富で専門的な知識を有する幼児教育アドバイザーが、認定こども園を訪問して、保育者の関わり方などについての助言を行います。	健康こども未来課

取組名	取組の概要	担当課
時間外保育事業	保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、支給認定時間を超えて利用する児童に対し、早朝・夕方の保育を実施します。	健康こども未来課
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園で一時的に預かり、必要な保育を行います。	健康こども未来課
病児・病後児保育事業	病気治療中又は病気の回復期のため、集団保育等が困難な児童で、保護者が勤務等の都合により家庭で保育が困難な場合に、施設で一時的に預かります。	健康こども未来課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	認定こども園に通所していない3歳未満のこどもを認定こども園で一時的に預かり、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者に子育てに関する助言や情報提供等の援助を行います。	健康こども未来課
多子世帯の保育料の軽減	満18歳以下のこどもが3人以上いる世帯で、第3子以降である3歳未満の児童がいる場合、対象のこどもの保育料を無料とします。	健康こども未来課
保育士応援給付金事業	私立認定こども園に新規採用された保育教諭に最大3年間応援給付金を給付し、保育士を支援します。	健康こども未来課
認定こども園ICT化の促進	認定こども園利用者の利便性を向上させるとともに、職員の事務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、保育業務に専念できる環境を構築するため、認定こども園のICT化を促進します。	健康こども未来課
幼保小連携教育の推進	認定こども園と小学校の円滑な接続に向けて、こどもの育ちと学びをつなぐ幼保小接続カリキュラムの実践、改善、発展を図ります。	健康こども未来課
放課後児童クラブの運営	就業等により昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図ります。	健康こども未来課
放課後児童クラブの整備	学校の適正配置にあわせて、放課後児童クラブの整備を行うほか、保育の質の向上、サービスの充実を図ります。	健康こども未来課
中央児童館の運営	0歳～18歳のこどもを対象に、こどもの成長に応じた「遊び」を通じて、健全育成のための事業を開設します。	健康こども未来課
こども創作大会の開催	異なる年齢のこどもが集まって工作等の体験活動に取り組み、こどもの創造性、協調性の育成を図ります。	健康こども未来課
竹原ロードレース大会の開催	新たなコース設定や、運営方法を工夫するなど、大会の魅力向上を図り、多くのランナーのニーズに応えられる大会を目指します。	文化生涯学習課

取組名	取組の概要	担当課
トップアスリートスポーツ教室の開催	子どもたちがスポーツを通じて夢や目標をもち、取組むことにより、競技力の向上を目指すとともに、様々なスポーツに触れる機会を提供します。	文化生涯学習課
インクルーシブスポーツ体験教室	障害・年齢・性別等に関係なく誰もが平等に楽しめるインクルーシブスポーツ体験教室の開催を進め、スポーツをするきっかけづくりに取り組みます。	文化生涯学習課

<数値目標>

項目名	現在値	目標値
こども園の待機児童数	0人	0人
放課後児童クラブの待機児童数	4人	0人
公立の子育て支援施設におけるＩＣＴ導入施設数	0か所	11か所
竹原市は子育てしやすいまちだと思う人の割合	57.4%	65.0%以上

基本施策6 こどもが安心して過ごせる居場所づくり

<取組の方向性>

①良好な居住環境の整備と都市機能の集積

- 道路・公園などの都市基盤整備、まちのバリアフリー化、こどもや子育て世帯に魅力的な環境整備、浸水や土砂災害など災害リスクを低減した防災都市づくりなど、こどもが安全・快適に暮らせる居住環境が整った都市づくりを、それぞれの計画により推進します。

②公共施設の適切な維持管理

- 公園や公共施設をこども・若者や子育て世代が安全で快適に利用できるよう適切な維持管理を行います。

③中心市街地における複合施設の整備

- 中心市街地において子育て支援をするための拠点となる施設を整備し、図書館・市民ホールの機能と併せて、こども・若者や子育て世代が利用しやすい都市機能を充実させます。

④地域における子育て人材の確保

- 保護者や地域の人々がつながりを持ち、地域でこどもを育てるために、こどもや保護者、地域の人々がふれあう機会の充実を図ります。

⑤子育てのネットワークづくり

- こどもの社会性、創造力、主体性を獲得するためのこども会等によるこどもの友人関係の形成や、子育てサークルなどを通じた保護者間のネットワークづくりを支援します。

⑥交通安全・犯罪防止の推進

- 交通安全教室や交通ルールの遵守、交通マナーを習慣付けるための普及啓発活動などを行うとともに、自動車や自転車の安全運転への取組を推進します。
- こどもの見守り、不審者情報等の共有、防犯教育の充実など、こどもが安心して過ごせる地域づくりを推進します。

<主な取組>

取組名	取組の概要	担当課
通学路交通安全プログラム等に基づく良好な道路環境の整備	小学校等の関係者や道路管理者等による安全点検を行い、通学路等で交通安全上課題となる箇所について、交通安全施設整備を進めます。	建設課
子育て支援住宅の運営	良好な居住環境を備えた子育て世帯向けの賃貸住宅を供給します。	都市整備課
中須公園整備事業	廃止された公園の代替公園として新たに公園を整備し、災害時の避難場所やこどもたちが利用できる快適で居心地の良い空間の創出に努めます。	都市整備課

取組名	取組の概要	担当課
新開土地区画整理事業	新開土地区画整理事業により、中心市街地に良好な居住環境整備に取り組み、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めます。	都市整備課
公園施設長寿命化事業	公園施設長寿命化計画に基づく予防保全を進め、公園施設の適切な維持管理に努めます。	都市整備課
公園里親事業	自治会等による公園里親制度によって、多様な団体や住民参加による公園維持管理手法の導入を促進し、公園を市民の憩いの場として活用するとともに愛着を深める取組を進めます。	都市整備課
複合施設整備事業	老朽化・分散化した公共施設を集約し、図書館、市民ホール、子育て支援拠点などの複合施設を整備し、こども・若者の日常的な居場所を創出します。	企画政策課
ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と、援助を行うことを希望する協力会員が相互に援助活動を行います。	健康こども未来課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・援助・関連情報の提供等を行い、地域の子育て力の向上を図ります。	健康こども未来課
家庭訪問型子育て支援ボランティア事業	子育て家庭の孤立化の未然防止や支援を要する家庭の早期発見等を目指し、研修を受けたボランティアが子育て家庭を訪問します。	健康こども未来課
地域交流センター事業	地域交流センターにおいて、世代間交流事業等、子どもの参加する行事を開催します。	地域づくり課
交通安全の啓発	交通安全協会や警察と合同で交通安全街頭啓発活動を実施します。	危機管理課
防犯活動の推進	地域や防犯活動団体と連携して、防犯パトロールなどの防犯活動を推進します。	危機管理課

<数値目標>

項目名	現在値	目標値
交通事故による子ども・若者の死傷者数	8人	0人
ファミリーサポートセンターの協力会員数	184人	188人
地域の人が子育てを支えてくれていると感じる親の割合	46.5%	55.0%

基本目標4 「こどもがしっかり学ぶまち」

基本施策7 学校をはじめとする教育環境の充実

<取組の方向性>

①地域とともにある信頼される学校づくり

- 地域を担い、地域の活性化に貢献できる人材の育成のために、学校の教育課程を基にして地域の課題にも視点を置いた取組を実践することにより、地域とともにある信頼される学校づくりを推進します。

②幼保小連携教育の推進

- こども園と小学校・義務教育学校が連携し、育ちと学びを連続させるための取り組みを実践します。

③確かな学力の向上

- グローバル化する社会を生き抜く力を身につけさせるために、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指した教育活動を実践します。

④豊かな心の育成

- 豊かな人間性や社会性を育むために、体験活動や道徳教育を充実させるとともに、社会の中で自分らしく生きるための資質・能力を育む教育活動を実践します。

⑤健やかな体の育成

- 生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培う教育を推進します。

⑥充実した教育環境づくり

- 義務教育課程9年間を通して一人一人の資質や能力を伸長させていくとともに、集団生活における様々な人とのふれあいの中で豊かな人間関係の構築を図るなど、充実した教育環境づくりを推進します。

⑦キャリア教育の推進

- 職場体験・インターンシップなどの体験的な学習を効果的に活用し、地域・社会や産業界と連携しながら、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力・態度を育成します。

⑧生涯学習拠点・機会の充実

- 地域ごとに配置する「地域交流センター」や図書館の活動拠点を活用し、こども・若者が生涯学習に取り組む機会を創出するとともに、こども・若者のニーズを満たす学習内容の提供に努めます。

<主な取組>

取組名	取組の概要	担当課
地域とともにある信頼される学校づくりの推進	学校運営協議会の制度を活用し、地域とともにある信頼される学校づくりを推進するとともに、地域を担い、地域の活性化に貢献できる人材の育成を図ります。	総務学事課
幼保小連携教育の推進	認定こども園の教員・保育士等と小学校及び義務教育学校の教員等が、協働して連携・接続の取組を推進することで、子供の育ちや学びの連続性を意識した指導の工夫を図ります。	総務学事課
「主体的な学び」を促す教育活動の推進	将来社会人として地域に貢献し、豊かな人生を送るために必要な確かな学力を身に付け、自らの進路を切り拓くことができる児童生徒を育成します。	総務学事課
ICT 活用教育の推進	一人1台端末等、ICT機器やクラウドを活用した授業を通して、教科等の学びを深めるとともに、これから的情報社会を生き抜くためにふさわしい情報活用能力を育成します。	総務学事課
道徳教育推進協議会の設置	市内各学校の道徳教育推進教師を対象とした研修を行い、子供たちの豊かな心を育成するための授業づくりを行います。	総務学事課
「早寝・早起き・朝ごはん」キャンペーンの実施	朝ごはんの大切さや、心身の健康のための睡眠の必要性について再確認させ、望ましい生活習慣の定着を図ります。	総務学事課
市立学校適正配置の推進	「竹原市立学校適正配置計画」に基づき、市立学校の適正配置を推進し、教育環境の充実を図ります。	総務学事課
キャリア・スタート・ワーク	市内中学校及び義務教育学校後期課程の生徒が、市内の事業所等において職場体験活動を行う取組を通して、社会との関わりを考えるとともに、勤労観・職業観を育みます。	総務学事課
図書館運営事業	子ども・若者の生涯学習の拠点として、教養、芸術・文化の向上に資する書籍等を収集し、資料の充実と読書環境の整備を図ります。	文化生涯学習課

<数値目標>

項目名	現在値	目標値
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	児童 67.4% 生徒 62.1%	児童 90.0% 生徒 85.0%
図書館の29歳以下の図書貸出者の延べ人数	7,707人	7,818人

基本施策8 教育機会の保障、高等教育等の就学支援

<取組の方向性>

①義務教育段階の就学援助の実施

- 学校教育法第19条の規定に基づき、義務教育段階における就学援助を実施しており、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、きめ細かな周知・広報等に取り組みます。

②児童生徒、保護者への教育相談体制の充実

- 誰一人取り残さない教育機会を保障するため、福祉や教育など関係機関の連携を密にし、教育相談体制を充実させます。

③ヤングケアラーへの支援

- 家族の介護や身の回りのケアのため、子どもの学業や友人との遊び、進学や就職に支障が出ることのないよう、関係機関が連携して相談支援体制ができるように努めます。

④高等教育等の就学支援

- 進学を希望しながら経済的理由により、高等学校、高等専門学校、大学への進学が困難な人に対して奨学金を貸与し、修学の途を開きます。

<主な取組>

取組名	取組の概要	担当課
就学援助費等の支給	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費など就学に必要な費用の一部を支給することにより修学の支援をします。	教育総務課
地域まるごと支えあい体制づくり事業	包括的な相談支援、地域づくり、参加支援を一体的に実施して、困難を抱えた状態にあるこどもや世帯への支援を行います。	地域支えあい推進課
各種奨学金の給付及び貸与	経済的理由により大学や高等専門学校、専修学校等への就学が困難な者に対して、学資を給付又は貸与し、本市の将来を支える人材の育成を図ります。	教育総務課

<数値目標>

項目名	現在値	目標値
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	児童 89.4% 生徒 81.4%	児童 90.0% 生徒 85.0%

基本目標5 「こどもがたくましく自立するまち」

基本施策9 若者の就労や経済的自立への支援

<取組の方向性>

①こども・若者の意見表明の機会の確保

- 幅広い年代のこども・若者が安心して意見を言えることができる場や機会をつくるとともに、意見をもつための支援を行います。

②雇用の確保

- 求職者の安定的な就業につながる支援や再就職へのサポートなどを行います。

③ワーク・ライフ・バランスの推進

- 若者が経済的に自立し、結婚や子育て、家庭、地域、自己啓発等に関する希望が実現でき、健康で豊かな生活ができるよう、市民や市内企業に対して、仕事と生活の調和の実現・働き方の見直しについて考える機会を提供します。

④家庭生活、子育てにおける男女共同参画の推進

- 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭・地域・職場などあらゆる分野で、男女が対等な立場でともに活躍することができるよう、男女共同参画の啓発を推進します。

⑤起業・創業の支援

- スタートアップを含む起業や創業による新たな事業の創出や産業分野の人材育成に取り組み、こども・若者にとってにぎわいや魅力あるまちづくりを進めます。

<主な取組>

取組名	取組の概要	担当課
「少年の主張」竹原市中学 生話し方大会	中学生への理解と認識を深め、中学生の意見発表を通して、伝える力を育み、互いに学び合う機会とするため、中学生話し方大会を開催します。	健康こども 未来課
就職ガイダンスの開催	安定的な就業につながる支援や再就職へのサポートなど、就職を希望する人が経済的に自立した生活が送れるよう、雇用の機会を創出します。	産業振興課
企業等を対象とした講演 会等による啓発	ワーク・ライフ・バランスの促進や多様な働き方への対応など、あらゆる分野で女性が能力を発揮し、活躍できる環境づくりを促進します。	産業振興課
女性等を対象としたセミ ナー等の周知	ワークショップや相談できる場所の提供など、女性や若者等が挑戦しやすい環境づくりを促進します。	産業振興課
男女共同参画啓発月間等 における意識啓発	啓発月間等の機会をとらえ、広報・パネル展示等を実施します。	地域づくり課

取組名	取組の概要	担当課
男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画社会の実現に向け講座等を開催し、学ぶ機会を提供します。	地域づくり課
空き店舗を活用した店舗改修費用の助成	創業を目的にまちなかにある空き店舗等を改修する者を対象に、その費用の一部を助成します。	産業振興課

<数値目標>

項目名	現在値	目標値
ふるさと就職登録制度登録希望者数	133 人	320 人
ハローワーク竹原管轄区域内における女性の就職率	38.4%	40.0%

基本施策 10 若者の出会いや結婚への支援

<取組の方向性>

- ①結婚を希望する人が、その希望を叶えられる環境づくり
 - 若者の多様な出会いの機会の創出を支援し、結婚を希望する若者の出会いのきっかけづくりに取り組みます。

- ②結婚に伴う新生活の支援
 - 結婚に伴う新生活に必要となる、住宅の取得や賃貸、引っ越しやリフォームに要する経費を助成することで、若者の結婚を支援します。

<主な取組>

取組名	取組の概要	担当課
竹原市出会いの機会創出事業	マッチングアプリを活用し、若者の出会いの機会の創出を図ります。	企画政策課
竹原市若者交流促進補助事業	地域において若者が交流を図る事業に補助金を交付し、若者の出会いの機会の創出を図ります。	企画政策課
結婚新生活支援事業	結婚を機に市内に居住する 39 歳以下の夫婦に、新生活に必要な住居費等の一部を助成します。	健康こども未来課

<数値目標>

項目名	現在値	目標値
婚姻数	53 件	67 件
出生数	77 人	98 人

第5章 教育・保育・子育て支援事業の見込みと確保方策

1. 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件等地域の実情に応じて総合的に勘案し、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することになっています。

本市では、事業ごとに、忠海地区、竹原地区、北部地区、吉名地区の4区域、または、市全体を1区域として設定しています。

(1) 教育・保育事業	区域設定
① 教育・保育事業	4区域

(2) 地域こども・子育て支援事業	区域設定
① 時間外保育事業（延長保育事業）	4区域
② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	4区域
③ 子育て短期支援事業	市内全域
④ 地域子育て支援拠点事業	市内全域
⑤ 一時預かり事業（幼稚園型）	4区域
⑥ 一時預かり事業（幼稚園型以外）	4区域
⑦ 病児・病後児保育事業	市内全域
⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市内全域
⑨ 利用者支援事業（こども家庭センター型）	市内全域
⑩ 妊婦等包括相談支援事業	市内全域
⑪ 妊婦健康診査事業	市内全域
⑫ 乳児家庭全戸訪問事業	市内全域
⑬ 養育支援訪問事業	市内全域
⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市内全域
⑮ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市内全域
⑯ 産後ケア事業	市内全域
⑰ 子育て世帯訪問支援事業	市内全域
⑱ 児童育成支援拠点事業	市内全域
⑲ 親子関係形成支援事業	市内全域
⑳ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	市内全域

2. 教育・保育事業及び地域こども・子育て支援事業の提供体制

子ども・子育て支援事業計画の作成に当たっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、具体的な目標設定を行います。

量の見込みは地域の実情等を考慮し、保護者に対して実施する利用希望把握調査やこれまでの支給認定の実績値の推移の傾向を勘案して算出しています。また、算出した量の見込みに対応できるよう、確保方策を設定しています。

(1) 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

認定区分	1号認定
対象	3～5歳
事業の概要	満3歳以上の小学校就学前の児童で、認定こども園で教育を希望する場合に利用します。
対象施設	認定こども園

(単位：人)

①1号認定（3～5歳）		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み						
竹原市全域		68	62	60	56	56
忠海地区		11	9	9	8	7
竹原地区		44	40	37	33	33
北部地区		13	13	14	15	16
吉名地区		0	0	0	0	0
②確保方策	認定こども園	量の見込の減少に対応して、認定こども園の統廃合や定員の見直しを計画的に進めます。				
竹原市全域		94	92	79	76	75
忠海地区		25	25	15	15	15
竹原地区		54	52	49	46	45
北部地区		12	12	12	12	12
吉名地区		3	3	3	3	3
②-①		26	30	19	20	19

認定区分	2号認定
対象	3～5歳
事業の概要	満3歳以上の小学校就学前の児童で、「保育の必要な事由（保護者の就労または疾病等）」に該当し、認定こども園での保育を希望する場合に利用します。
対象施設	認定こども園

(単位：人)

②2号認定（3～5歳）		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み						
竹原市全域		237	216	208	196	195
忠海地区		33	27	24	22	20
竹原地区		154	147	147	142	144
北部地区		28	23	21	17	16
吉名地区		22	19	16	15	15
②確保方策	認定こども園	量の見込の減少に対応して、認定こども園の統廃合や定員の見直しを計画的に進めます。				
竹原市全域		274	268	248	242	240
忠海地区		40	40	25	25	25
竹原地区		169	167	162	156	154
北部地区		43	43	43	43	43
吉名地区		22	18	18	18	18
②-①		37	52	40	46	45

認定区分	3号認定
対象	0歳、1～2歳
事業の概要	満3歳未満の小学校就学前の児童で、「保育の必要な事由（保護者の就労または疾病等）」に該当し、認定こども園での保育を希望する場合に利用します。
対象施設	認定こども園

(単位：人)

③3号認定（0歳）		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み						
竹原市全域		29	29	29	27	27
忠海地区		3	3	6	6	6
竹原地区		21	21	18	18	18
北部地区		4	4	4	3	3
吉名地区		1	1	1	0	0
②確保方策	認定こども園	量の見込みの減少に対応して、認定こども園の統廃合や定員の見直しを計画的に進めます。				
竹原市全域		32	32	32	32	32
忠海地区		3	3	6	6	6
竹原地区		21	21	18	18	18
北部地区		5	5	5	5	5
吉名地区		3	3	3	3	3
②-①		3	3	3	5	5

(単位：人)

③3号認定（1～2歳）		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み						
竹原市全域		122	115	111	109	104
忠海地区		21	22	18	18	17
竹原地区		77	73	76	74	72
北部地区		20	17	15	15	13
吉名地区		4	3	2	2	2
②確保方策	認定こども園	量の見込みの減少に対応して、認定こども園の統廃合や定員の見直しを計画的に進めます。				
竹原市全域		127	124	126	124	122
忠海地区		17	17	19	19	19
竹原地区		78	76	76	74	72
北部地区		20	20	20	20	20
吉名地区		12	11	11	11	11
②-①		5	9	15	15	18

(2) 地域こども・子育て支援事業の提供体制

①時間外保育事業（延長保育事業）	
事業の概要	保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、支給認定時間を超えて利用する児童に対し、早朝・夕方の保育を実施します。
対象	認定こども園に入園している児童

(単位：人)

①時間外保育事業（延長保育事業）		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み						
竹原市全域		215	219	222	226	229
忠海地区		19	16	14	12	10
竹原地区		166	177	186	194	201
北部地区		17	14	12	10	9
吉名地区		13	12	10	10	9
②確保方策	認定こども園	市内の全ての認定こども園で引き続き実施します。				
竹原市全域		215	219	222	226	229
忠海地区		19	16	14	12	10
竹原地区		166	177	186	194	201
北部地区		17	14	12	10	9
吉名地区		13	12	10	10	9
②-①		0	0	0	0	0

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
事業の概要	就業等により昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図ります。
対象	小学生等

(単位：人)

②放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み					
竹原市全域	243	235	227	220	214
忠海地区	28	29	29	29	29
竹原地区	161	156	152	147	143
北部地区	38	37	36	35	35
吉名地区	16	13	10	9	7
②確保方策	学校の統廃合に合わせて、施設の統廃合を予定しています。				
竹原市全域	350	323	294	285	285
忠海地区	35	35	35	35	35
竹原地区	210	183	183	175	175
北部地区	65	65	36	35	35
吉名地区	40	40	40	40	40
②-①	107	89	67	65	71

③子育て短期支援事業	
事業の概要	保護者の疾病や仕事などの事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育儿不安や育儿疲れ、慢性疾患児の看病疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設などで一時的に預かる事業です。
対象	0～5歳

確保方策	利用ニーズに応じて、関係機関と連携します。
------	-----------------------

④地域子育て支援拠点事業	
事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・援助・関連情報の提供等を行い、地域の子育て力の向上を図ります。
対象	小学校就学前までの児童とその保護者

(単位：延べ人数)

④地域子育て支援拠点事業	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み					
竹原市全域	784	788	796	808	823
拠点型	622	637	655	676	698
巡回型	162	151	141	132	125
②確保方策	引き続き、拠点型と巡回型の事業を実施します。新たに整備する子育て支援拠点施設での実施を検討します。				
竹原市全域	784	788	796	808	823
拠点型	622	637	655	676	698
巡回型	162	151	141	132	125
②-①	0	0	0	0	0

⑤一時預かり事業（幼稚園型）	
事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園で一時的に預かり、必要な保育を行います。
対象	認定こども園の1号認定の在園児

(単位：延べ人数)

⑤一時預かり事業（幼稚園型）	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み					
竹原市全域	101	84	71	59	49
忠海地区	0	0	0	0	0
竹原地区	101	84	71	59	49
北部地区	0	0	0	0	0
吉名地区	0	0	0	0	0
②確保方策	各認定こども園で、引き続き実施します。				
竹原市全域	101	84	71	59	49
忠海地区	0	0	0	0	0
竹原地区	101	84	71	59	49
北部地区	0	0	0	0	0
吉名地区	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

⑥一時預かり事業（幼稚園型以外）	
事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園で一時的に預かり、必要な保育を行います。
対象	0歳～小学校就学前までの児童（認定こども園を利用していない乳幼児）

(単位：延べ人数)

⑥一時預かり事業（幼稚園型以外）	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み					
竹原市全域	1,270	1,039	850	695	569
忠海地区	236	211	188	166	146
	759	637	530	438	360
	42	24	13	7	4
	233	167	119	84	59
②確保方策	各認定こども園で、引き続き実施します。				
竹原市全域	1,270	1,039	850	695	569
忠海地区	236	211	188	166	146
	759	637	530	438	360
	42	24	13	7	4
	233	167	119	84	59
②-①	0	0	0	0	0

⑦病児・病後児保育事業	
事業の概要	病気治療中または病気の回復期のため、集団保育等が困難な児童で、保護者が勤務等の都合により家庭で保育が困難な場合に、施設において一時的に預かる事業です。
対象	生後3か月～小学6年生までの児童

(単位：延べ人数)

⑦病児・病後児保育事業	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み					
竹原市全域	123	122	121	120	119
②確保方策	病児保育1か所（定員2名）、病後児保育1か所（定員2名）を引き続き実施します。新たに整備する子育て支援拠点施設の整備に合わせて、事業の統廃合を検討します。				
竹原市全域	123	122	121	120	119
②-①	0	0	0	0	0

⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
事業の概要	児童の預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と、援助を行うことを希望する協力会員が相互に援助活動を行います。
対象	0歳～小学校6年生までの児童

(単位：延べ人数)

⑧子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み					
竹原市全域	593	523	461	406	358
②確保方策	援助を行う協力会員の確保を図ります。				
竹原市全域	593	523	461	406	358
②-①	0	0	0	0	0

⑨利用者支援事業（こども家庭センター型）	
事業の概要	こども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の両機能の連携を深め、関係機関との連絡調整等をきめ細かに実施することで、個々の家庭に応じた、妊産婦やこどもに対する一体的で切れ目のない支援を行います。
対象	全ての妊産婦、子育て世帯、こども

(単位：か所)

⑨利用者支援事業 (こども家庭センター型)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み					
市内全域	1	1	1	1	1
②確保方策	令和6年度からこども家庭センターを設置しています。				
市内全域	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

⑩妊婦等包括相談支援事業	
事業の概要	妊婦等に対して面談や訪問等により、妊婦等の心身の状況、置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報提供や相談対応をします。
対象	妊産婦及び配偶者

(単位：回)

⑩妊婦等包括相談支援事業	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み					
市内全域	395	375	375	365	350
②確保方策	令和6年度からこども家庭センターを設置しています。				
市内全域	395	375	375	365	350
②-①	0	0	0	0	0

⑪妊婦健康診査事業	
事業の概要	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成します。
対象	市内在住の妊婦

(単位：回)

⑪妊婦健康診査事業	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み					
実施数	948	900	900	876	840
②確保方策	市と契約した医療機関において、引き続き実施します。				
実施数	948	900	900	876	840
②-①	0	0	0	0	0

⑫乳児家庭全戸訪問事業	
事業の概要	全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行い、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。
対象	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭

(単位：人)

⑫乳児家庭全戸訪問事業	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み					
竹原市全域	79	75	75	73	70
②確保方策	保健師による訪問事業を引き続き実施します。				
竹原市全域	79	75	75	73	70
②-①	0	0	0	0	0

⑬養育支援訪問事業	
事業の概要	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭が抱える養育上の問題の解決、軽減を図ります。
対象	養育支援が特に必要な家庭

確保方策	乳幼児全戸訪問事業で把握した家庭について、継続的な訪問を実施しています。
-------------	--------------------------------------

⑭実費徴収に係る補足給付を行う事業	
事業の概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策	今後の国の動向等を踏まえ、市民ニーズを把握しながら実施を検討します。
-------------	------------------------------------

⑮多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
事業の概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

確保方策	民間事業者の参入があった場合、事業の実施について検討します。
-------------	--------------------------------

⑯産後ケア事業	
事業の概要	出産後1年以内の母子に対し、助産師や看護師等による授乳指導や乳房のケア、育児指導、傾聴等を行うことで、母体の心身の回復を促進し、母親自身のセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促します。

(単位：日)

⑯産後ケア事業	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み					
宿泊型	28	28	28	28	28
日帰り型	31	31	31	31	31
訪問型	10	10	10	10	10
②確保方策	広島県助産師会や医療機関と連携して実施します。				
宿泊型	28	28	28	28	28
日帰り型	31	31	31	31	31
訪問型	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

⑰子育て世帯訪問支援事業	
事業の概要	家事や子育てに対して不安や負担を抱えた子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・子育て支援等を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的に事業を行います。

確保方策	支援を必要とする世帯のニーズを確認し、事業導入に向けた検討を行います。
------	-------------------------------------

⑲児童育成支援拠点事業	
事業の概要	学校や家庭以外で児童の居場所となる場を開設し、児童とその家族を取り巻く多様な環境に応じて、生活習慣の形成や学習の場、進路等の相談を行うとともに、関係機関と連携し、児童の育成環境を整えます。

確保方策	学齢期にある児童を対象とした居場所となる拠点の確保に向けた検討を行います。
------	---------------------------------------

⑯親子関係形成支援事業	
事業の概要	子育てに悩みや不安を抱えている保護者やその子どもに対して、講義やグループワーク等を通じて、子どもの心身の発達状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施とともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に相談・共有・情報交換ができる場を設けるなど、必要な支援を行います。

確保方策	支援を必要とする世帯のニーズを確認し、事業導入に向けた検討を行います。
------	-------------------------------------

⑰乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
事業の概要	認定こども園に通所していない3歳未満の児童を対象に、認定こども園において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行います。

⑰乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み					
竹原市全域	0	2	2	2	2
②確保方策	令和8年度の制度開始に向けた検討を行います。				
竹原市全域	0	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

第6章 資料編

1. 子育て支援に関するアンケート調査結果概要

(1) 調査概要

調査の目的	竹原市子ども・子育て支援事業計画（第3期）策定に向けた基礎資料とするため、小学校以下の児童が属する世帯の子育て状況や子育て支援等に関する意見等の把握。
-------	---

項目	就学前児童	小学校児童
調査対象者	市内の就学前児童の保護者	市内の小学校児童の保護者 (就学前児童を含む世帯を除く)
調査期間	令和6年2月	同 左
調査数	506人	603人
調査方法	郵送による配布、郵送による回収	郵送による配布、郵送による回収
調査票回収数	183件	258件
回収率	36.2%	43.0%

(2) その他

回答結果の割合「%」は、有効回答数に対してそれぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入しています。そのため、単数回答であっても合計が100.0%にならない場合があります。

図表中の「n」は該当質問の回答者数を表しています。なお、無回答がある場合、回答者数が異なる場合があります。

(3) 調査結果の傾向

A) 就学前児童

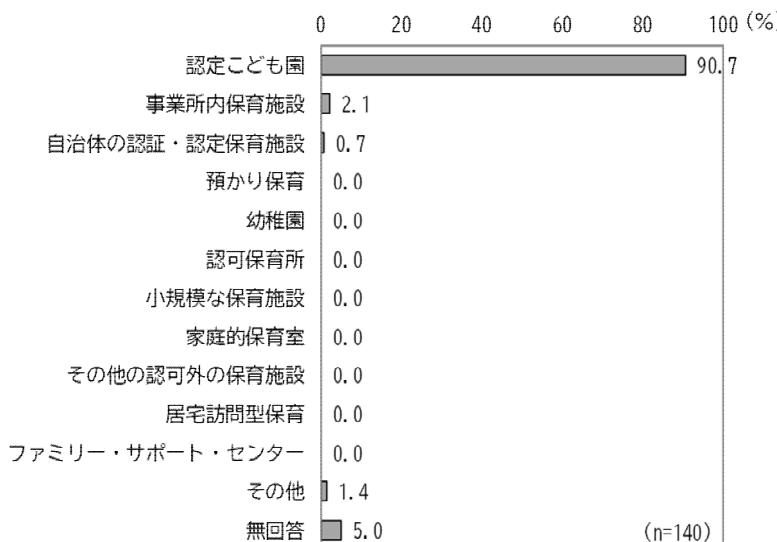
①平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(問14~15)

8割弱の世帯で、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用しておる、その内訳としては、「認定こども園」(9割)などとなっています。また、9割強が居住地区域内で利用していますが、その理由として、7割強が居住場所に近いためと回答しています。

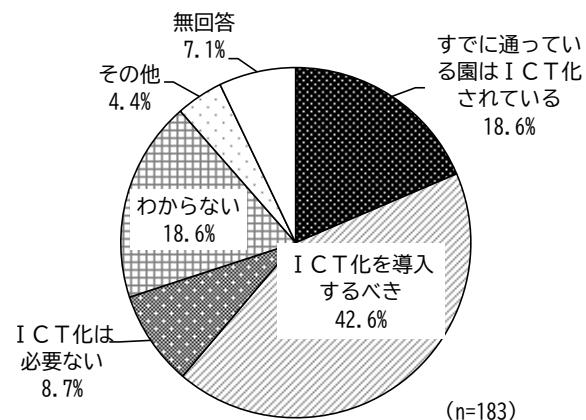
保護者と認定こども園との連絡をICT化(スマートフォン等による電子化)することについて、導入済みとの回答は2割弱で、導入すべきとの回答は4割強となっています。

国が検討している「こども誰でも通園制度」が創設された場合、3割弱が利用したいと回答しており、普段、認定こども園を利用しているため対象となっていないと回答した方は、5割弱となっています。

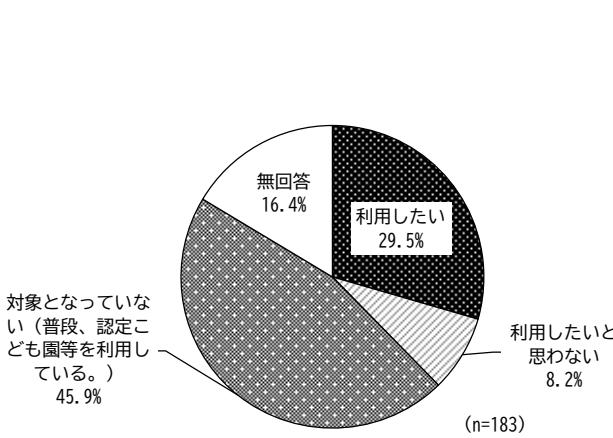
■保育施設の利用状況



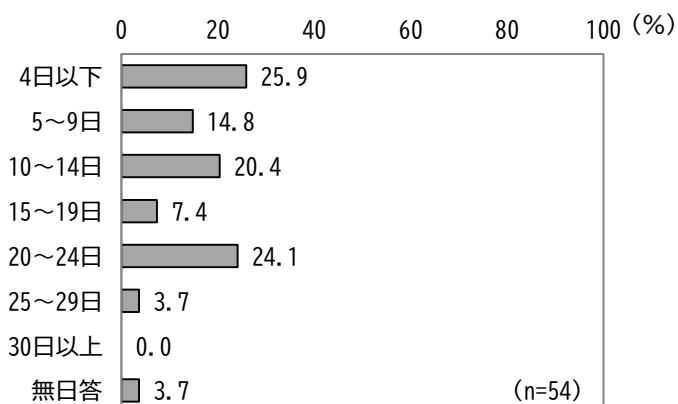
■連絡等のICT化



■こども誰でも通園制度



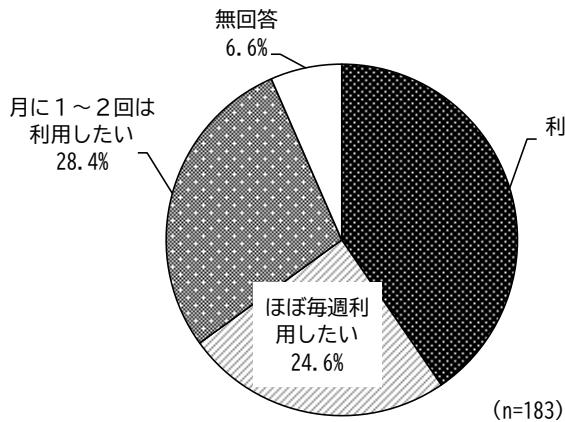
■利用日数/月 (利用したい方)



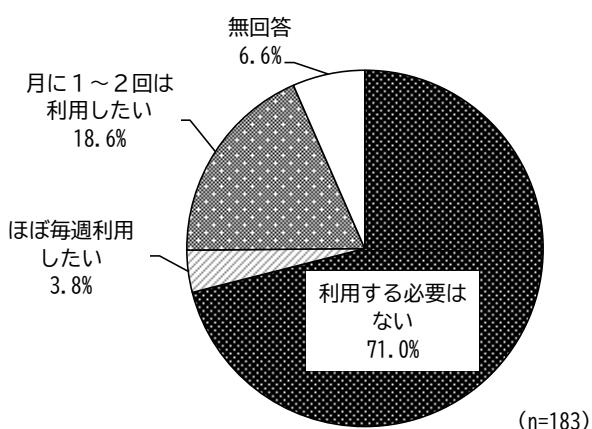
②土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望(問19~20)

土曜日では4割、日曜・祝日では7割強が利用を希望していませんが、夏休みなどの長期休暇(幼稚園対象)の場合は、5割強が利用したいと回答しています。

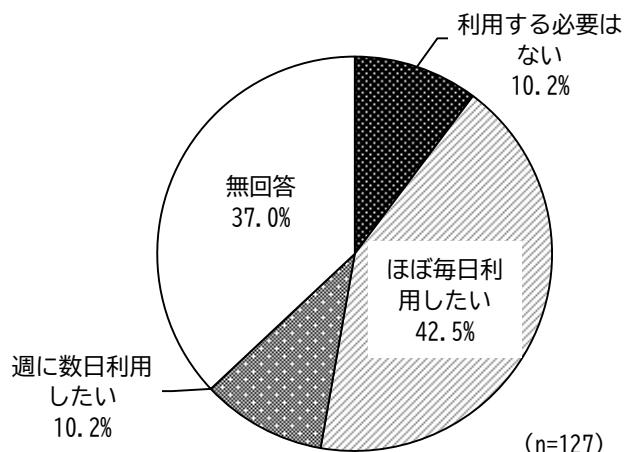
■土曜日



■日曜・祝日



■夏休みなどの長期休暇（幼稚園対象）

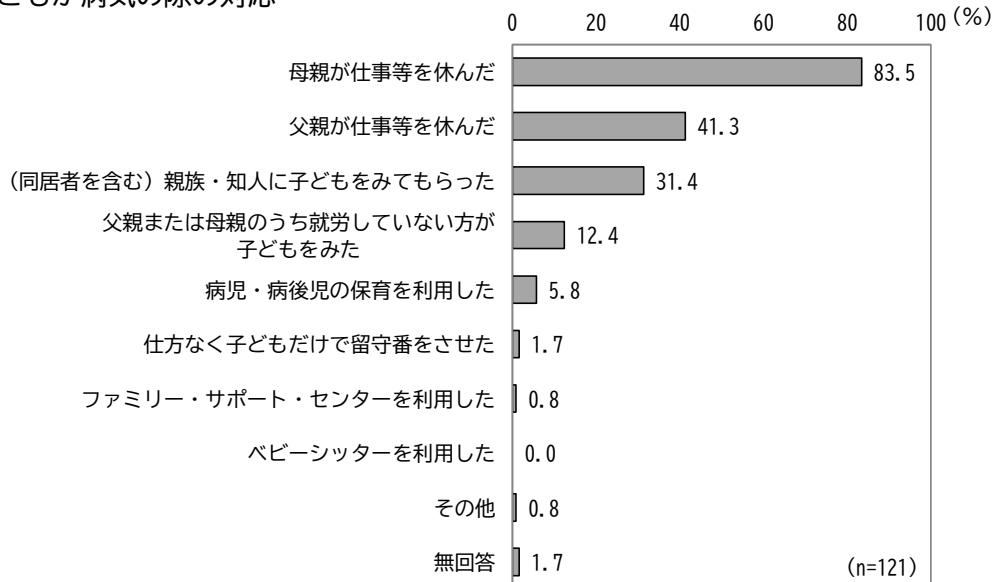


③病気の際の対応(問21~22)

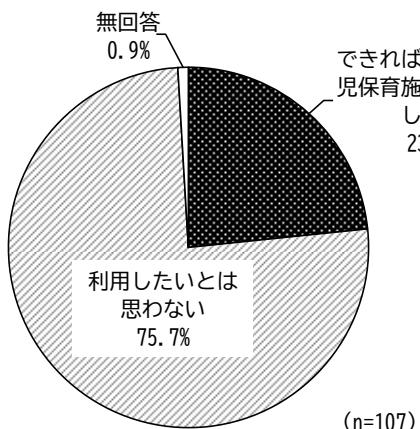
子どもが病気の際、母親が仕事を休み対応することが多く、8割強となっています。また、4割強の世帯では、父親が休み対応しています。その他では、親族・知人に預ける場合も3割強見られます。

病児・病後児のための保育施設等については、8割弱が利用しないとしていますが、利用したいとは思わない世帯の6割弱は親が仕事を休んで対応する、4割弱は他人にみてもらうことの不安が理由となっています。

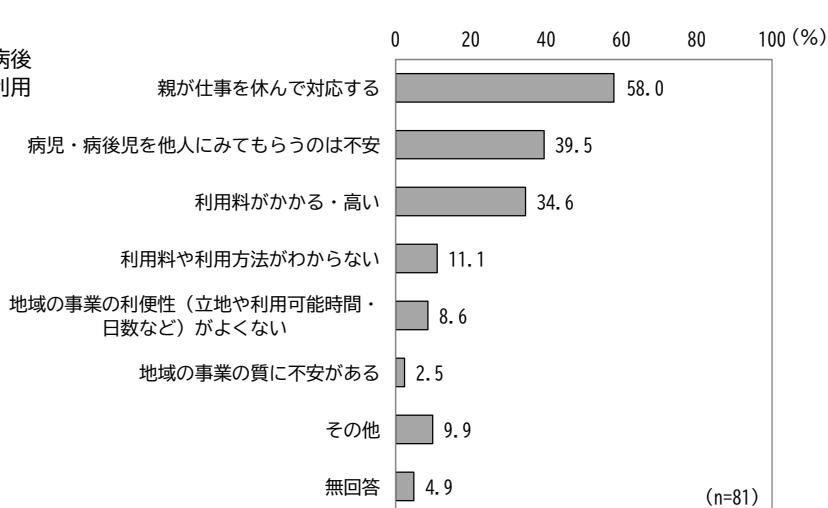
■子どもが病気の際の対応



■病児・病後児保育利用



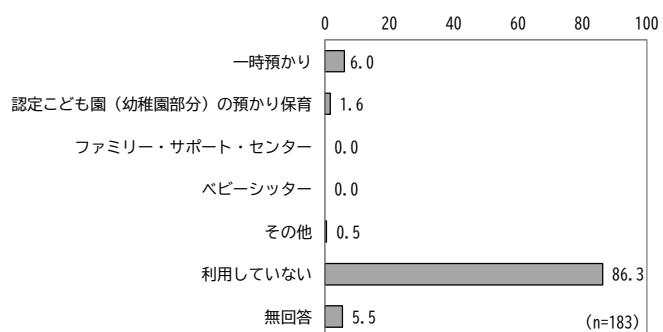
■病児・病後児保育を利用したいとは思わない理由



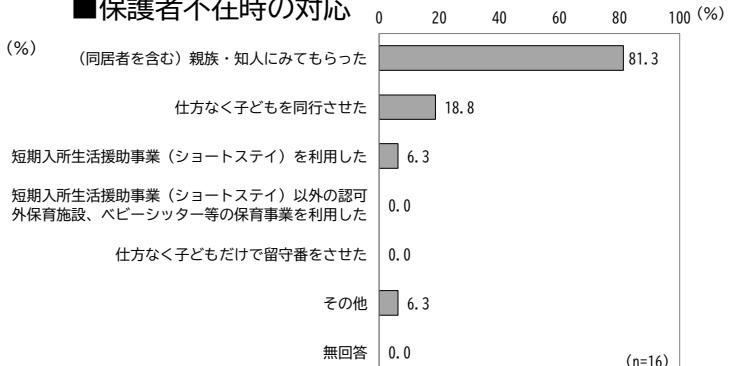
④不定期の預かり事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用(問23~25)

現在、9割弱の世帯では、不定期の預かり事業や宿泊を伴う一時預かり等を利用しておりません。また、保護者の用事で家族以外の親族・知人にみてもらった割合は8割強となっています。

■一時預かり等の利用



■保護者不在時の対応



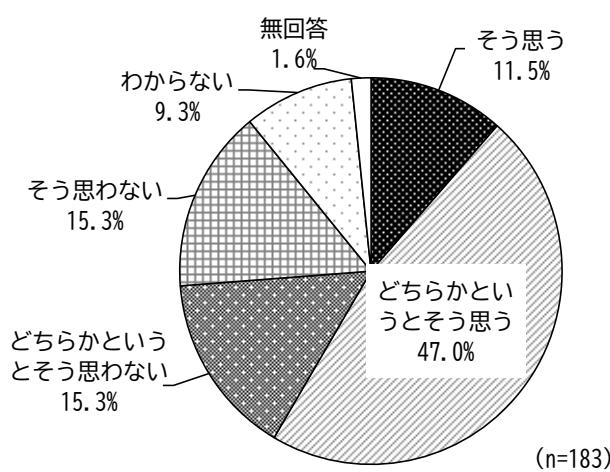
⑤本市の子育て環境について(問38~40)

本市の子育て環境について、子育てしやすいと思う割合は6割弱で、教育や保育を受けさせ続けたいと思う割合も6割弱となっています。

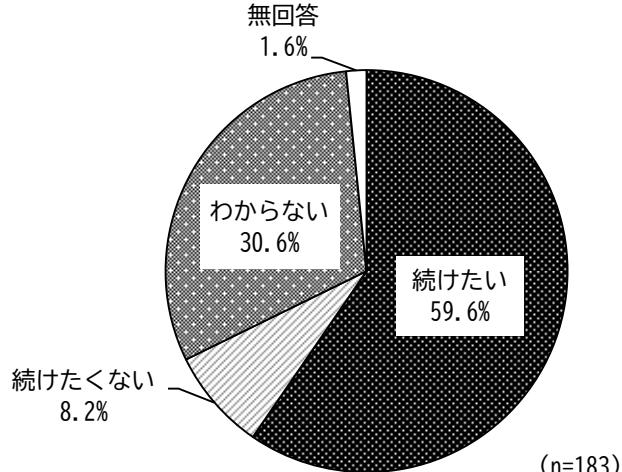
本市が取り組んでいることで良くなつたと思うことは、「保育サービス」「子育て支援サービス」が3割強、「食育の推進」「子育て支援のネットワークづくり」「子どもや母親の健康の確保」が1割強となっています。

また、本市の取組の中で今後も重要なとして、「小児医療等の充実」が5割強、「保育サービス」が4割、「子育て支援サービス」が4割弱となっており、安全・安心に関することや働き方、障害児施策の充実などが1～2割程度で続いている。

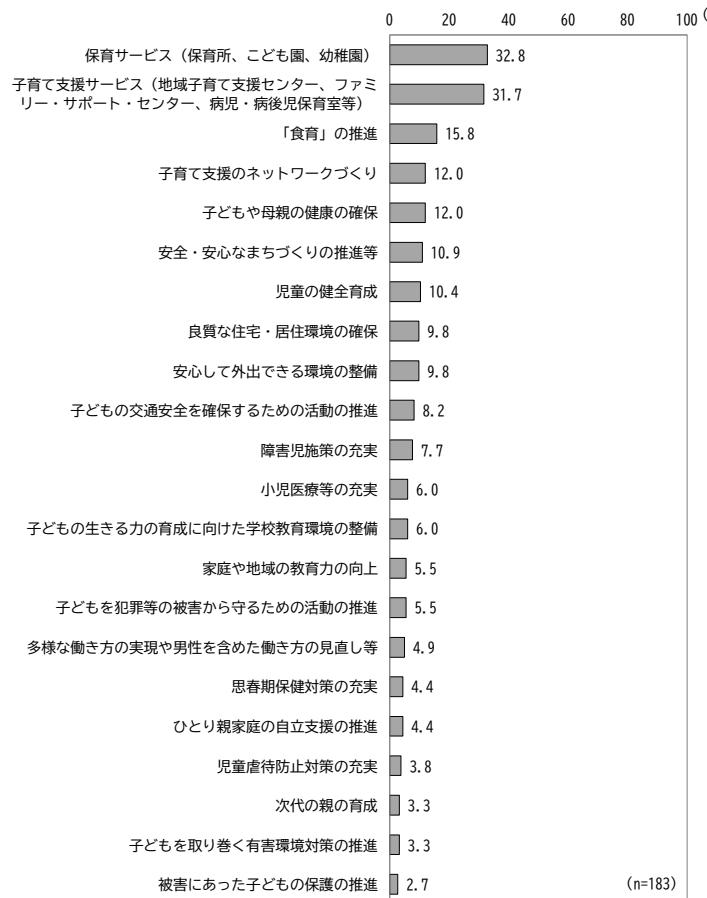
■子育て環境



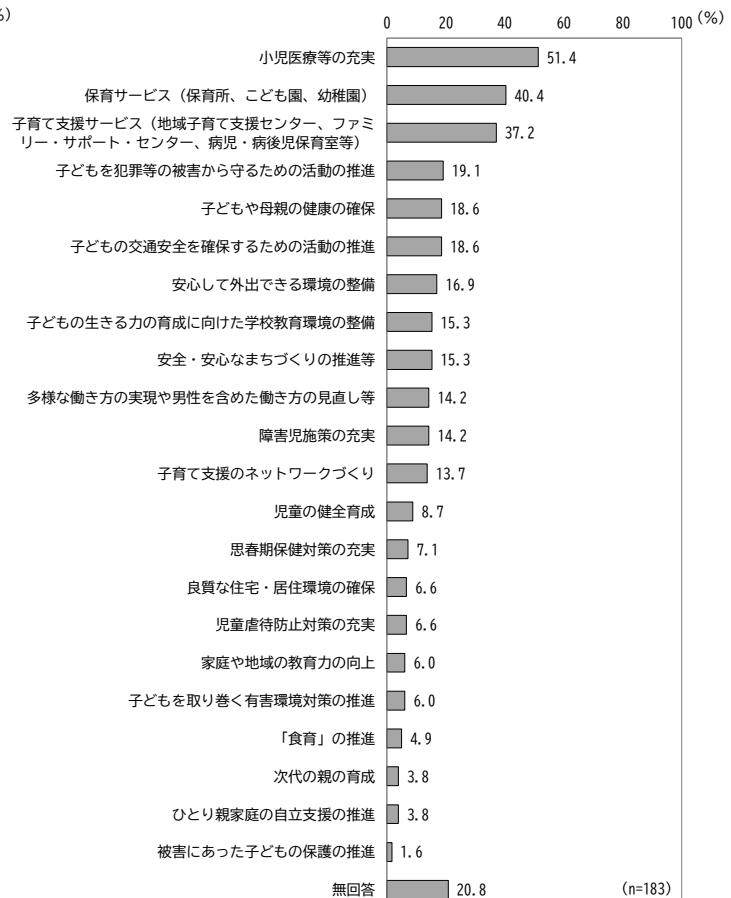
■子育てや教育の継続



■取り組んでいることで良くなったと思うこと



■今後も特に重要だと思うこと



B) 小学校児童

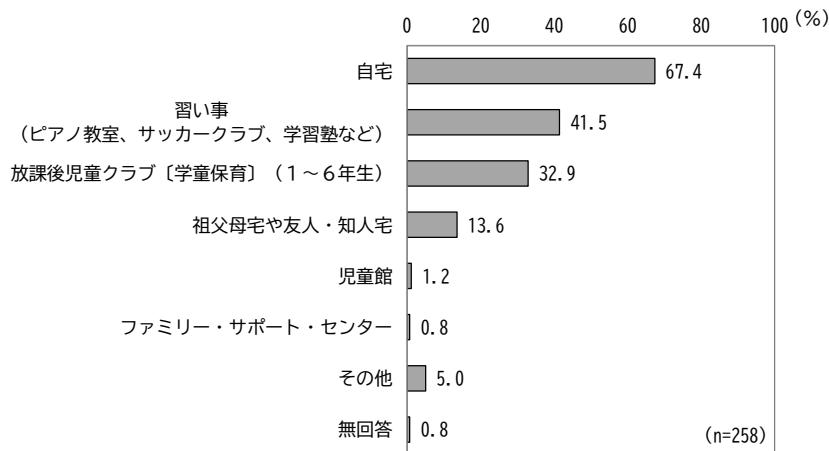
①平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(問12~15)

放課後は、子どもの7割弱が自宅で過ごしており、保護者が希望する居場所も現状とほぼ同様と考えています。

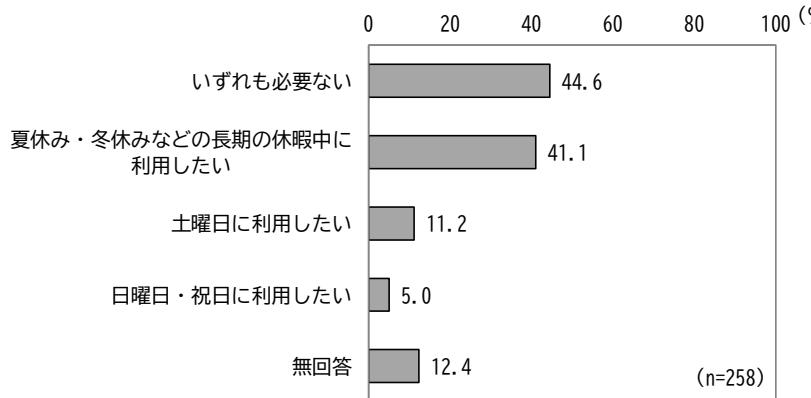
放課後児童クラブは、現在3割強が利用していますが、利用希望を見ると土曜・休日は9割弱が利用する必要はないと考えています。また、夏休み等の長期の休暇では、4割強が利用したいと考えています。また、利用期間としては6年生までを6割強が希望しています。

放課後児童クラブの満足度としては、「たいへん満足」が3割で「ほぼ満足」が5割弱となっていますが、「不満」（「やや不満」「たいへん不満」の合計）が2割強あるため、利用時間帯や指導内容の工夫などを改善していく必要があります。

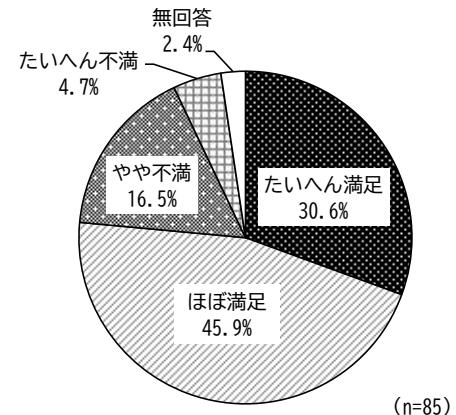
■放課後の過ごし方



■夏休み等における長期休暇における希望（放課後児童クラブ）



■放課後児童クラブの満足度

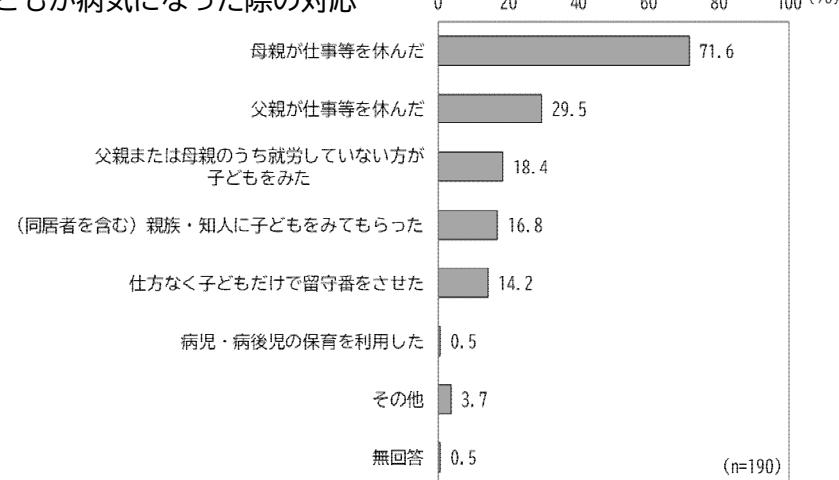


②病気の際の対応(問17)

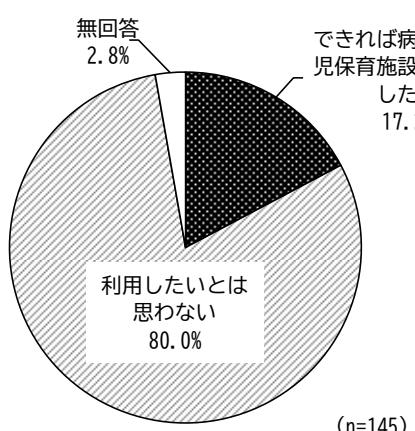
子どもが病気の際、母親が仕事を休み対応することが多く、7割強となっています。また、3割弱の世帯では、父親が休み対応していますが、仕方なく子どもだけで留守番させた世帯も1割強見られます。

病児のための保育施設については、8割が利用しないとしていますが、利用したいとは思わない世帯の7割弱は親が仕事を休んで対応する、3割は他人にみてもらうことの不安が理由となっています。

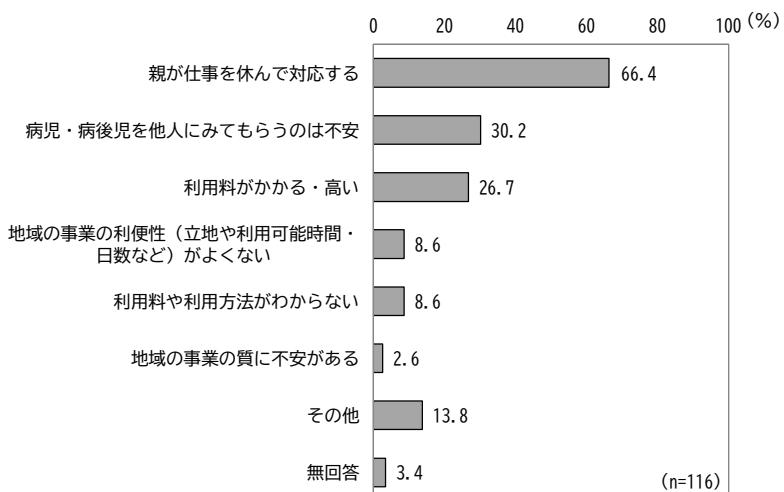
■子どもが病気になった際の対応



■病児・病後児保育利用



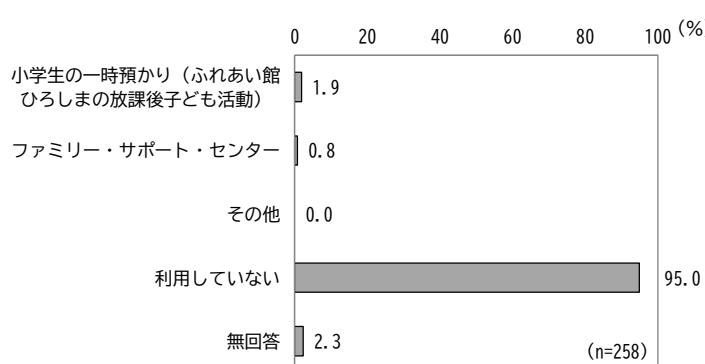
■病児・病後児保育を利用したいと思わない理由



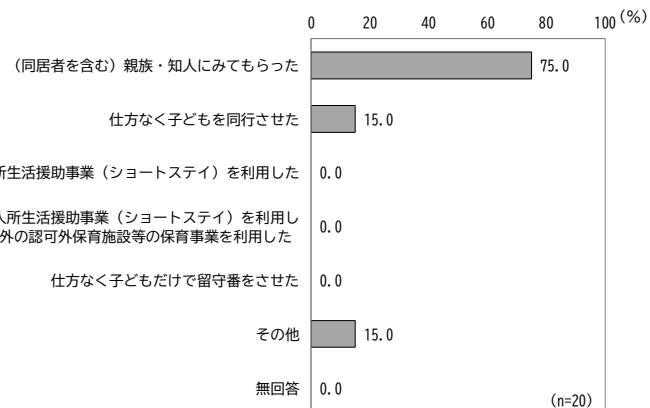
③不定期の預かり事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用(問18~20)

現在、9割強の世帯では、不定期の預かり事業や宿泊を伴う一時預かり等を利用しておりません。また、保護者の用事で家族以外の親族・知人にみてもらった割合は7割強となっています。

■一時預かり等の利用



■保護者不在時の対応



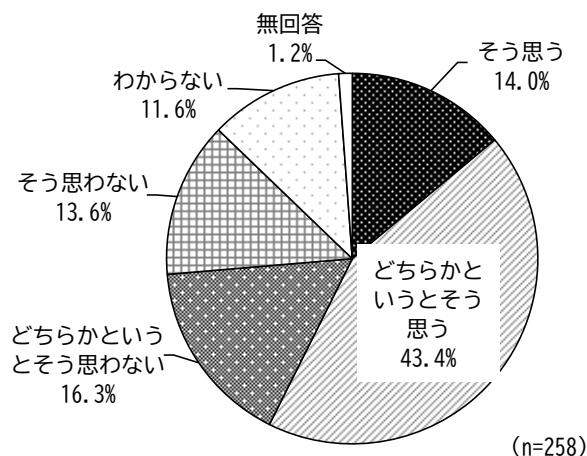
④本市の子育て環境について(問36~38)

本市の子育て環境について、子育てしやすいと思う割合は6割弱で、教育や保育を受けさせたいと思う割合も6割弱となっています。

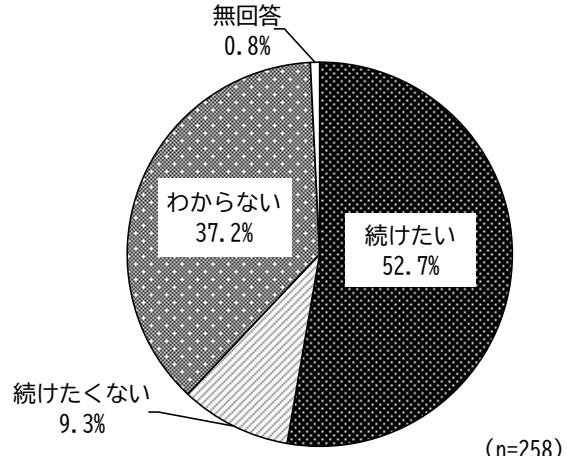
本市が取り組んでいることで良くなったと思うことは、「保育サービス」が3割弱、「子育て支援サービス」が2割強、「食育の推進」が2割、「小児医療等の充実」が1割強となっています。

また、本市の取組の中で今後も重要なものとして、「小児医療等の充実」が4割弱、「子育て支援サービス」「子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備」「安心・安心なまちづくりの推進等」「保育サービス」が2割強となっており、安全・安心に関することや働き方、障害児施策の充実などが1~2割程度で続いている。

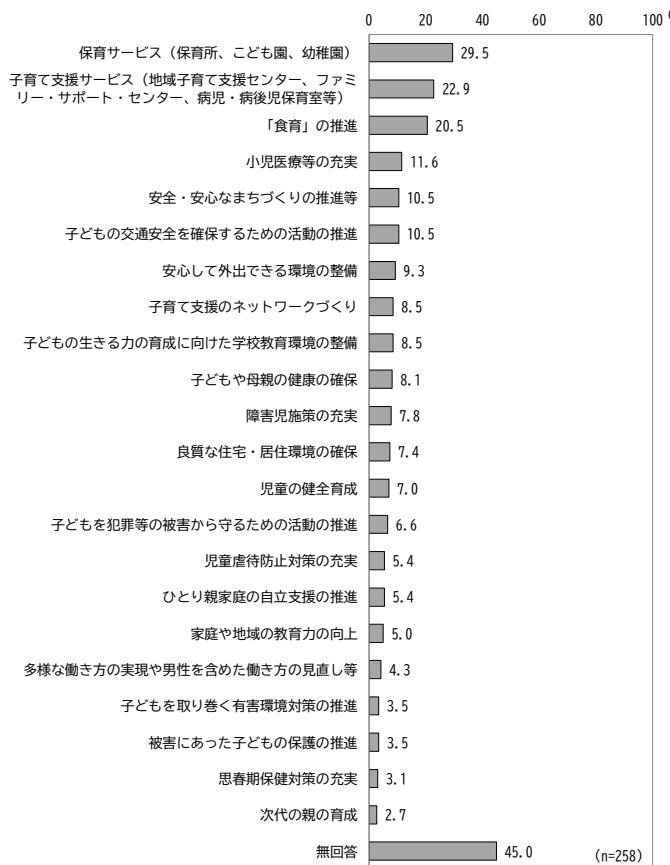
■子育て環境



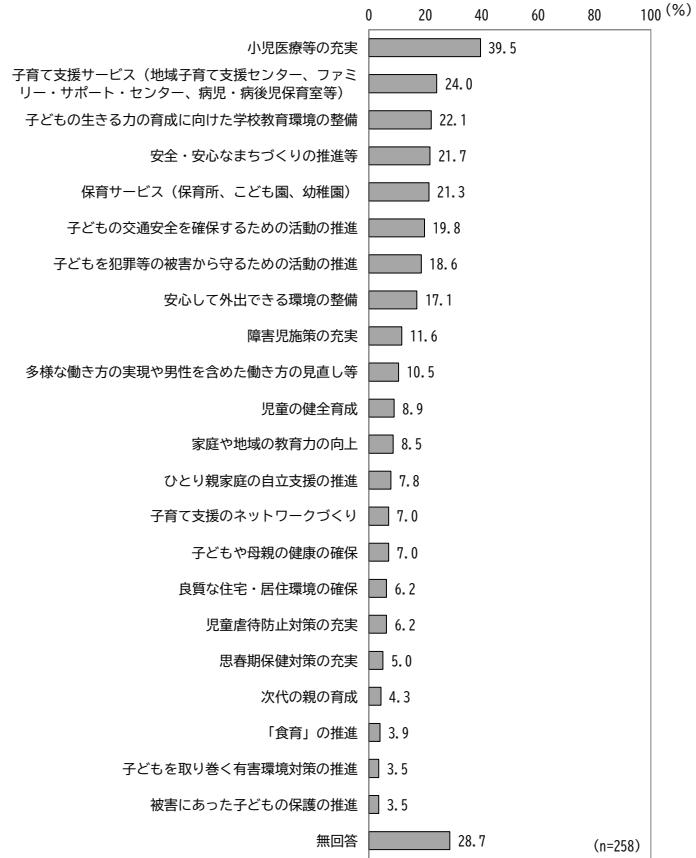
■子育てや教育の継続



■取り組んでいることで良くなったと思うこと



■今後も特に重要だと思うこと



2. こども・若者アンケート調査結果（中学生・高校生）

（1）調査概要

調査の目的	「竹原市こども計画」の策定にあたり、中学生・高校生の夢や将来の目標について、意見を把握。
-------	--

項目	概要
調査対象者	市内在住の中學2年生、市内在住の義務教育8年生 及び市内の高校に通学する高校2年生
調査期間	令和6年12月
調査方法	各学校にWebフォームを配布して回答を依頼。
回答数	市内在住の中學2年生、市内在住の義務教育8年生：110人 市内の高校に通学する高校2年生：80人

（2）その他

回答結果の割合「%」は、有効回答数に対してそれぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入しています。そのため、単数回答であっても合計が100.0%にならない場合があります。

図表中の「n」は該当質問の回答者数を表しています。なお、無回答がある場合、回答者数が異なる場合があります。

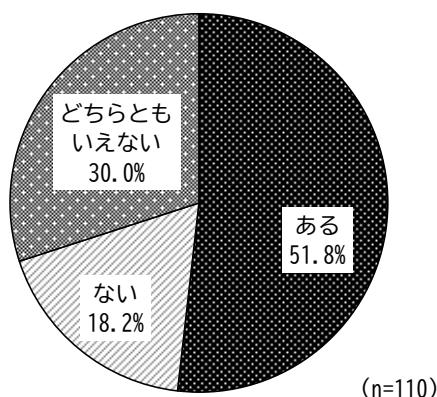
(3) 調査結果

①将来の夢や目標について

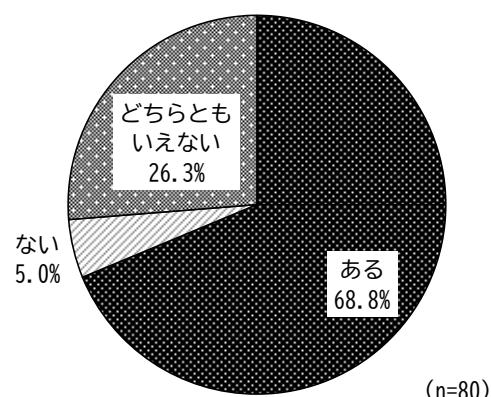
質問1 あなたには、将来の夢や目標がありますか？

- ・夢や目標がある割合は、中学生で 51.8%、高校生で 68.8%となっています。
- ・「ある」と回答した割合は高校生で増加しており、「ない」「どちらともいえない」の割合は中学生と比較してともに減少しています。

■中学生 (n = 110)



■高校生 (n = 80)



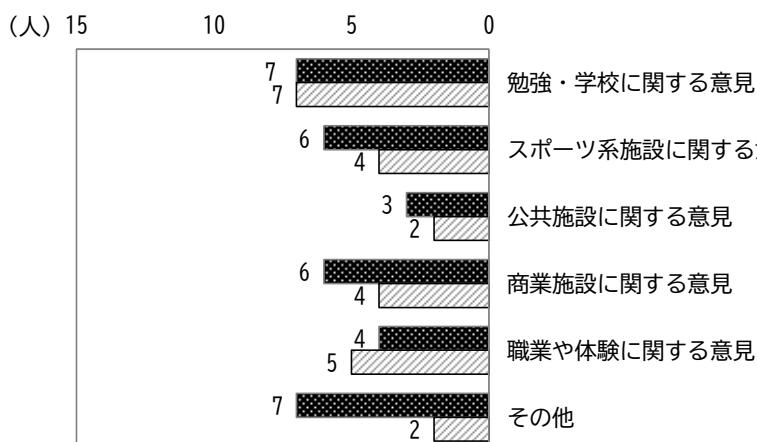
質問2－1 将來の夢や目標が「ある」と答えた人に質問します。(自由意見)

質問2－2 将來の夢や目標が「ない」「どちらともいえない」と答えた人に質問します。(自由意見)

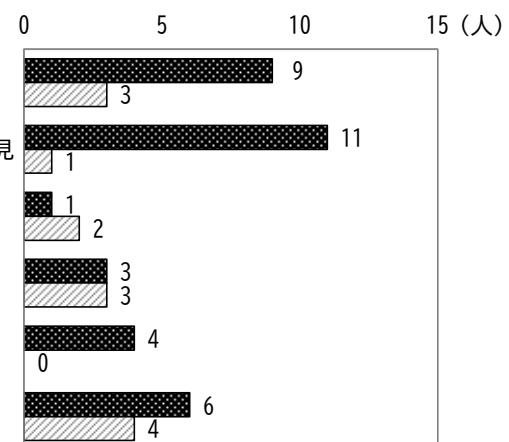
○あなたの将来的夢や目標の実現や具体化をするために、竹原市にあつたらいいなと思う取組やサービス、場所や施設、機会や人材など

- ・中学生では、将来的夢や目標が「ある」「ない」に関らず「勉強・学校に関する意見」「スポーツ系施設に関する意見」「商業施設に関する意見」が多くなっています。「職業や体験に関する意見」では、将来的夢や目標が「ない」と回答した方の割合が高くなっています。
- ・高校生では、「スポーツ系施設に関する意見」「勉強・学校に関する意見」が多くなっています。中学生と比較して、「商業施設に関する意見」が少なくなっています。

■中学生 (n = 110)



■高校生 (n = 80)

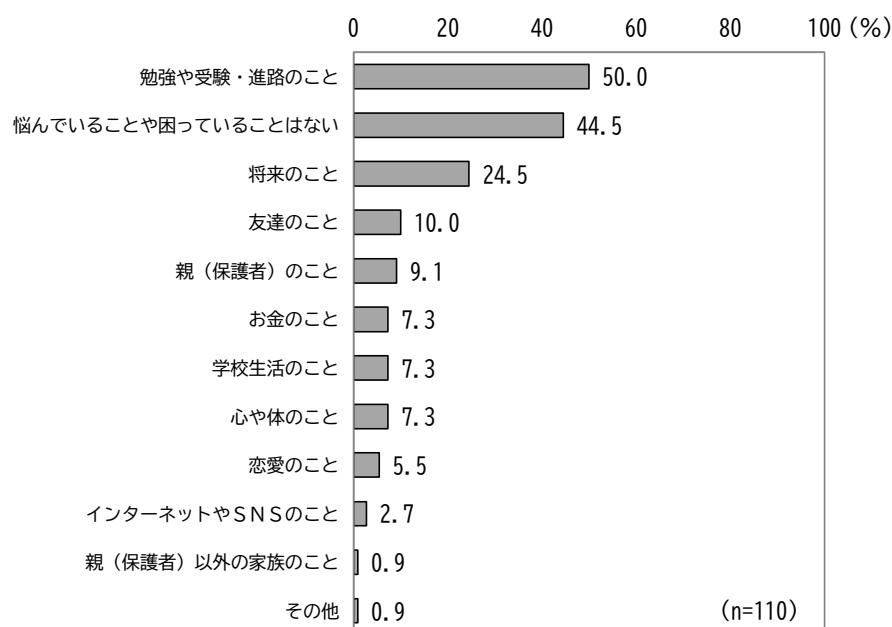


②悩んでいることや困っていることについて

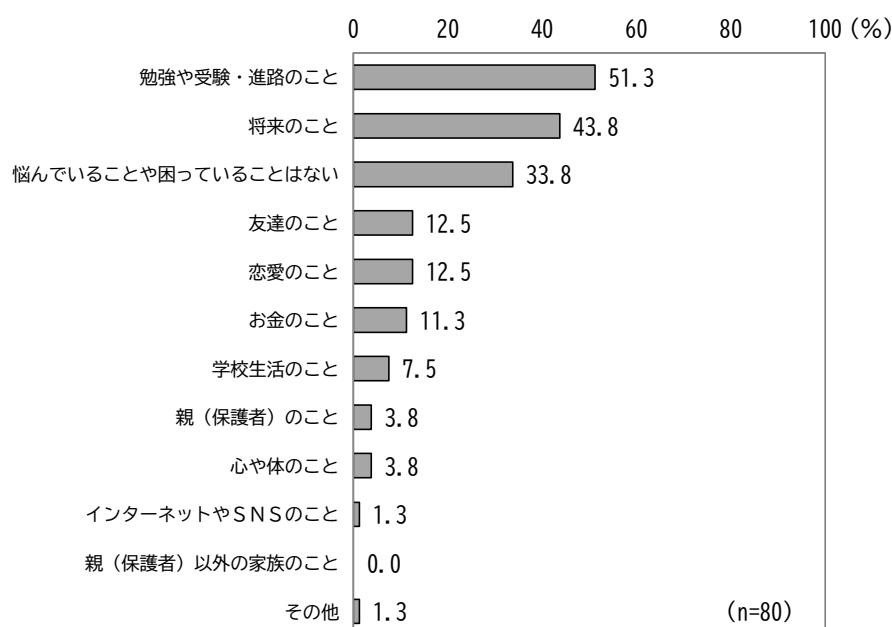
質問3－1 あなたには、今、悩んでいることや困っていることがありますか。(複数回答可)

- ・中学生、高校生ともに「勉強や受験・進路のこと」が50%程度の回答で最も多くなっています。
- ・中学生では「悩んでいることや困っていることはない」が44.5%で2番目に多くなっていますが、高校生では「悩んでいることや困っていることはない」は33.8%に減少しています。
- ・「将来のこと」については、中学生では24.5%の回答ですが、高校生では43.8%に増加し、2番目に多くなっています。

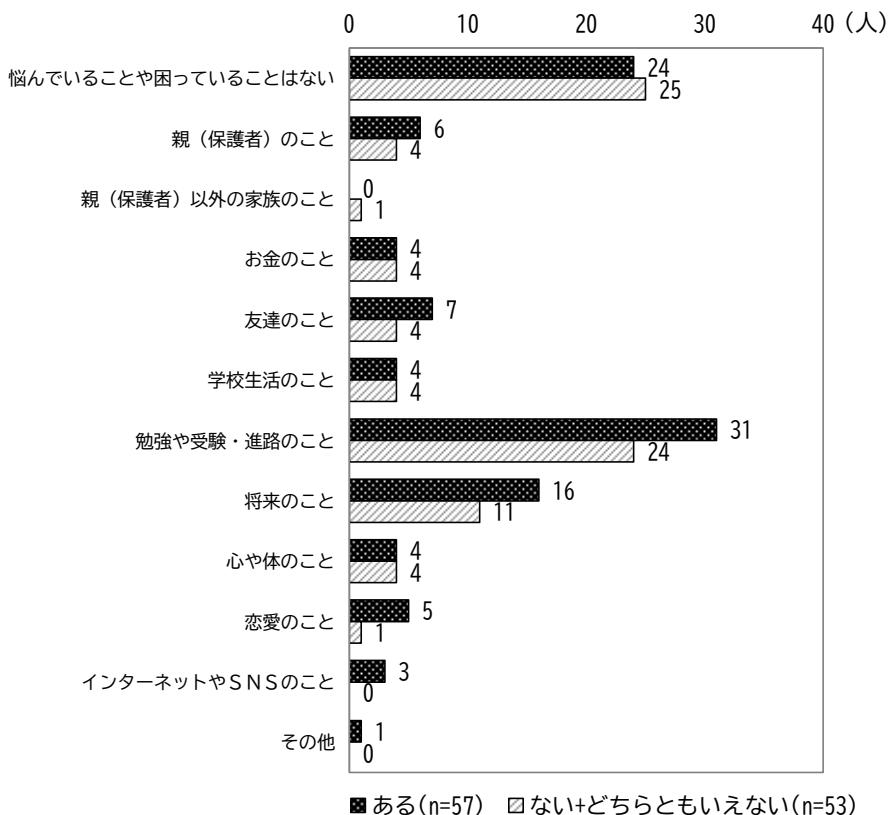
■中学生 (n=110)



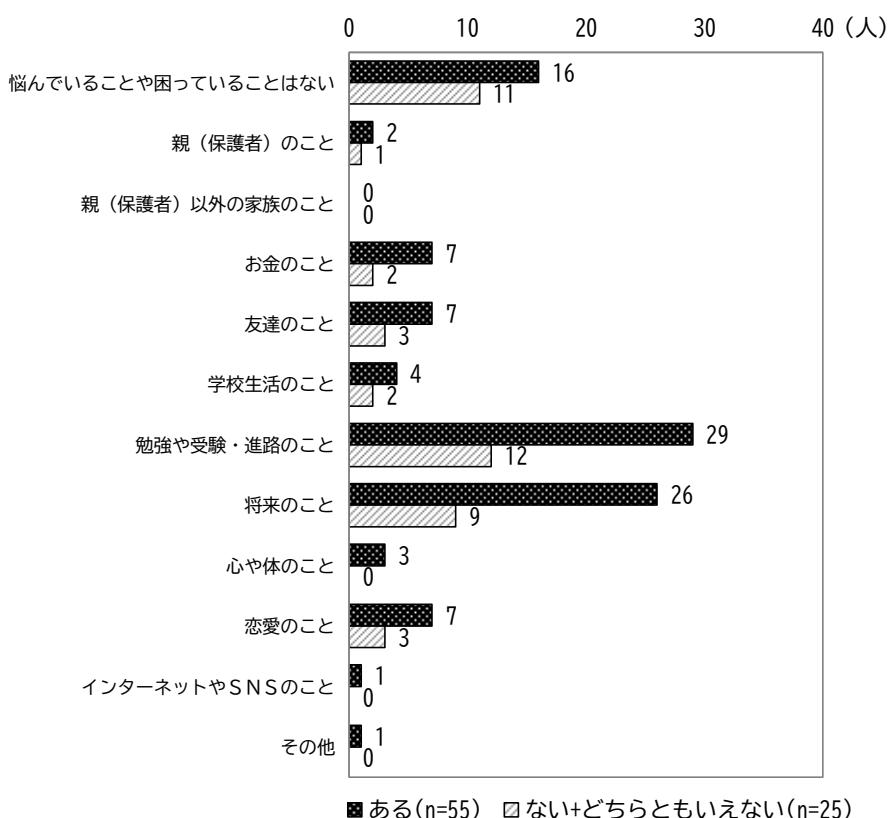
■高校生 (n=80)



■中学生 (n = 110) ※将来の夢や目標がある・なしでの比較



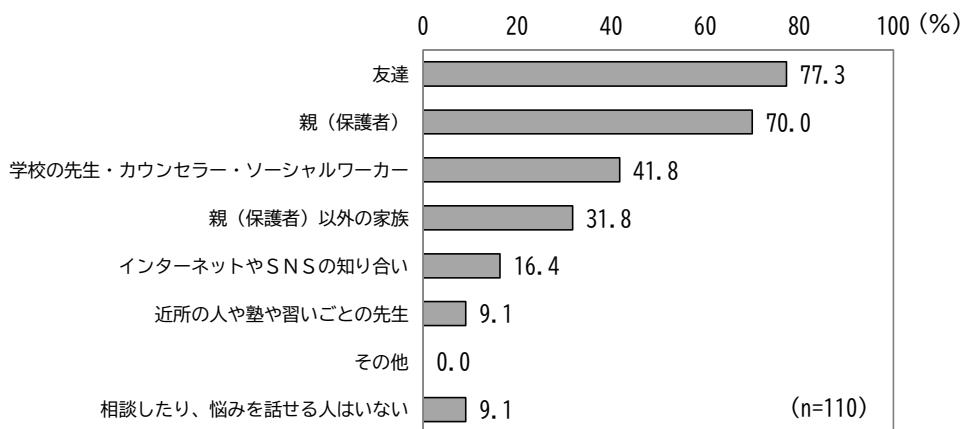
■高校生 (n = 80) ※将来の夢や目標がある・なしでの比較



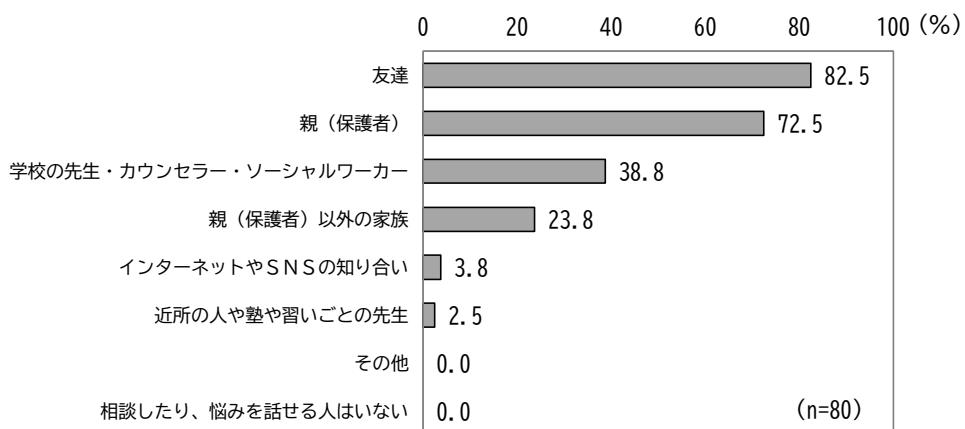
質問3－2 あなたには、困ったときに相談したり、悩みを話せる人がいますか。(複数回答可)

- ・中学生、高校生ともに「友達」「親（保護者）」などの割合が多くなっています。
- ・「インターネットやSNSの知り合い」の割合は中学生では16.4%ですが、高校生では3.8%となっており、その割合が減少しています。
- ・「相談したり、悩みを話せる人はいない」の割合は中学生では9.1%ですが、高校生では回答者はいません。

■中学生 (n=110)



■高校生 (n=80)



(4) 調査結果の要約

①将来の夢や目標について

夢や希望を持っている割合は、中学生では半数程度ですが、高校生では7割程度へと増加しています。

夢や目標の実現に欲しい取組やサービスでは、夢や目標のあるなしに関らず中学生、高校生ともに「勉強・学校等に関する意見」が多くなっています。内容としては、中学生では市内に大学や専門学校などを求める意見、高校生では自由に個人で勉強できる場所を求める意見が多くなっています。中学生は市内在住者が中心であるため、高校卒業後も市内に住み続けたいとの希望を持っていると考えられますが、高校生は市外からの通学者も多いため、通学での電車待ちの時間を有効に活用できる勉強スペースを希望していると考えられます。

②悩んでいることや困っていることについて

悩んでいることや困っていることとしては、中学生、高校生ともに「勉強や受験・進路のこと」が半数程度で最も多くなっています。

「将来のこと」は中学生の24.5%から高校生の43.8%へ20%程度増加していますが、「悩んでいることや困っていることはない」は中学生の44.5%から高校生の33.8%へ10%程度減少しています。高校生は、中学生と比較して将来への不安や心配が増加する傾向となっています。

相談相手として、中学生、高校生ともに「友達」「親（保護者）」など身近な人へ相談することが多くなっています。

「インターネットやSNSなどの知り合い」は、高校生では3.8%ですが、中学生では16.4%となっており、中学生でインターネットやSNSなどの顔の見えない相手への相談が比較的多くなっています。これは、「相談したり、悩みを話せる人はいない」と回答した人が、高校生ではいませんが、中学生では9.1%となっているように、身近に悩みを相談できない中学生がインターネットやSNSへ相談先を求めたり、相談相手がいないまま悩みを抱えている状況になっていると考えられます。

3. 竹原市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 26 日条例第 22 号

竹原市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、竹原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 17 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部健康こども未来課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

4. 竹原市子ども・子育て会議委員名簿

(令和7年3月31日現在)

所 属 等	役職名	氏 名	備 考
1. こどもの保護者（市内4地区・就学前の保護者4名）			
忠海地区	委員	宅間 丈祐	明星こども園
竹原地区	委員	田上 千紗都	たけのこども園
北部地区	委員	河埜内 智志	賀茂川こども園
吉名地区	委員	吉川 衣美	吉名こども園
2. 関係団体から推薦を受けた者			
地域子育て支援センター	委員	中村 富美子	ミルクハウス
3. 関係団体の事業に従事する者			
竹原市保育連盟	副会長	柄崎 佳之	賀茂川こども園
竹原市私立幼稚園協会	委員	鴨宮 弘宣	中央こども園
竹原市社会福祉協議会	委員	竹田 勝也	
4. 学識経験者			
広島大学教授	会長	中坪 史典	
5. 関係行政機関			
竹原市副市長	委員	新谷 昭夫	
竹原市教育委員会教育長	委員	高田 英弘	
6. 市長が必要と認める者			
竹原市民生委員児童委員協議会	委員	宮本 恒子	
竹原市女性連絡協議会	委員	荒川 幸子	
竹原市小学校長会	委員	柏木 雅子	大乗小学校
竹原商工会議所	委員	鴨宮 良江	女性部
連合賀茂豊田地域協議会	委員	山田 強	東広島市市職労内
竹原地区医師会	委員	米田 吉宏	

5. 竹原市少子化対策推進会議設置要綱

平成16年11月1日訓令・教委訓令第5号

(設置)

第1条 少子化の進展に対応して、必要な施策の総合的な企画及び調整を行うとともに、その効果的な推進を図るため、竹原市少子化対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 少子化対策の基本方針の策定に関すること。
- (2) 少子化対策の総合調整及び推進に関すること。
- (3) その他推進会議が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員13人をもって組織する。

2 委員は、別表第1に掲げる職にある者を市長が任命する。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は市民福祉部長を、副会長は健康こども未来課長をもって充てる。

3 会長は推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 第2条の所掌事務に関する具体的な事項について、調査研究及び事務的な連絡調整を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織し、健康こども未来課長が代表幹事となる。

3 幹事会は、代表幹事が招集し、これを主宰し、会議の議長となる。

4 代表幹事が必要と認めるときは、幹事会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

5 代表幹事は、幹事会で検討した事項について、推進会議に報告する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民福祉部健康こども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

竹原市少子化対策推進会議

会長	市民福祉部長
副会長	健康こども未来課長
委員	企画政策課長
	危機管理課長
	産業振興課長
	地域づくり課長
	市民課長
	地域支えあい推進課長
	建設課長
	都市整備課長
	総務学事課長
	文化生涯学習課長

別表第2（第6条関係）

幹事会

代表幹事	健康こども未来課長
幹事	企画政策課秘書企画係長
	産業振興課商工観光振興係長
	市民課市民係長
	市民課医療年金係長
	地域づくり課協働推進係長
	地域づくり課生活環境係長
	地域づくり課人権男女共同参画係長
	地域支えあい推進課福祉総務係長
	地域支えあい推進課生活支援係長
	健康こども未来課こども家庭支援係長
	健康こども未来課健康増進係長
	公立認定こども園長
	建設課建設維持係長
	都市整備課住宅建築係長
	都市整備課都市計画係長
	総務学事課教育総務係長
	総務学事課学事係長
	総務学事課教育指導担当
	文化生涯学習課生涯学習係長
	市長が特に必要と認めたもの